

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強い都市基盤の整備

主な担当関係部署：都市計画課、河川港湾課、道路課、建築課、開発建築指導課、農林漁港整備課、上下水道局、クリーンセンター、教育委員会（教育総務課）

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、西日本電信電話㈱山口支店、中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター、山口合同ガス㈱防府支店

市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしやすいまちづくりを行うため、市、県及び防災関係機関は市民参画を推進し、市民との協働のもと、幹線道路、公園、河川などの都市基盤整備を進め、災害に強い都市基盤の方策を検討する。

現状と課題

本市では、減災に向けたまちづくりを目指し、河川や橋りょう、小・中学校などの公共施設等の耐震化事業に取り組むとともに、快適な生活環境を確保するため、道路、公園、公共下水道、公共施設など都市基盤整備や、農業用排水路、ため池の改修や排水機場、海岸保全施設等農業用施設の点検等、国・県の事業も活用し、各種の事業を推進している。

しかし一方で、狭隘な道路や空き家の問題、人口減少及び高齢化による農業用施設を始めとする各施設の維持管理等の担い手不足、施設の老朽化に伴う施設改修や整備等の課題も明らかとなっている。

基本方針

- 建物の安全性の向上及び災害に強い都市の形成を目指し、市街地整備を推進する。
- 自然災害の発生を抑制するために重要な役割を果たす、山林や農地の保水機能や遊水機能を維持・保全するために植林や農地保全を図り、無秩序な市街化を抑制する。
- 農業用排水路、ため池等農業用施設や海岸保全施設等の整備事業を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 市街地の整備

1 防災の観点を取り入れた都市計画の計画的推進

本市の都市づくりのマスタープランとなる「防府市の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、防災の観点からの安全・安心なまちづくりを目指し、各種事業を検討する。

2 防災空間の整備

避難路となる道路や、延焼遮断効果のある緑道、公園の整備、河川敷空間の活用等、防災空間の整備を検討する。

【達成目標】

- 無秩序な市街化を抑制するためにも、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることを継続する。
- 避難路や延焼防止帯等の確保を推進する。

第2項 地盤災害の防止

1 地盤災害防止措置等の要請

市は、土砂災害の発生を防止するため、地盤整備に係る各種事業を通じて整備を図るとともに、災害時に人命や住家等に危険が生じるおそれのある区域について、調査等により事前に状況把握し、県に対し災害防止のための調査、工事等の必要な措置を要請していく。

また、液状化現象の危険度が高いとされた地域を周知するとともに、県及び防災関係機関や大学等の研究機関による調査研究の成果を積極的に活用し、土木施設や建築物、ライフライン等の地下埋設管に対する液状化対策を推進していく。

2 災害危険区域の把握とパトロール等

市は、県及び防災関係機関と連携して災害危険区域の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や予想される諸問題の予防・応急・復旧対策の検討により、災害発生時に迅速に対処できるようにする。

また、危険区域については、市民に対し、災害発生時の危険性の周知を図るとともに、災害発生時の警戒避難体制の整備等を進める。

【達成目標】

- 土砂災害等の危険区域の調査・監視を行い、県に対し災害防止工事等を働きかける。
- 土砂災害等の危険区域の防災マップを整備する等、危険の周知を行う。

第3項 公共土木施設・ライフライン施設等の整備

1 道路、橋りょう及び河川施設の整備

市は、道路及び橋りょうの耐震化等の土木施設の整備を行う。また、浸水防止のため、河川施設の保守点検、改修等の整備を行うとともに、地震による損壊からの二次災害を防ぐため、施設・設備の耐震性の向上を図る。

2 ライフライン施設等の整備

市及びライフライン事業者は、ライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、災害に対する安全性の確保を図る。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備、施設の長寿命化計画等を進める。

3 農業用施設等の整備

ため池、頭首工、用排水路等の農業施設の管理者に対して、保守点検を徹底し、老朽化や安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理・補修を行うよう指導する。

なお、市が取り組む農地防災事業は次の表のとおりであり、これらの施設については、長寿命化計画の策定・実施等により、適切な維持管理に努める。

実 施 機 関	山口農林水産事務所、市（農林漁港整備課）
湛水防除事業の促進	◆ 豪雨時の湛水による、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。
ため池等整備事業	◆ 農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池についてため池等整備事業を進める。
農地保全事業	◆ 豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止とともに農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。
海岸保全事業	◆ 高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護し、もって国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。
土砂崩壊防止事業	◆ 風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。
農業用河川工作物 応急対策事業	◆ 洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため、治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

【達成目標】

- 橋りょうの長寿命化計画を推進する。
- 関係機関と連携し、電線類の地中化、水道管及び下水道管の耐震化、水源地の整備等について促進する。
- 浄化センター及び公共下水道污水管渠の長寿命化計画を推進する。
- 災害のおそれのあるため池については、早期の整備を実施する。
- 海岸保全施設の改修整備については、県とも連携し早期完成を推進する。
- 基幹的農業用排水路及び排水機場設備については、計画的な改修を実施する。
- 国・県の事業も活用し、農業用排水路等農業用施設や海岸保全施設等の長寿命化計画を推進する。

第4項 危険区域からの家屋移転の推進

市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域については、適切な居住地の選択を誘導する観点から、「がけ地近接等危険住宅移転制度」等を活用し、危険区域からの移転事業を推進する。

資料編 [予防]

● 2-1-1 危険住宅の移転事業

【達成目標】

- 土砂災害特別警戒区域から住宅を移転する場合の融資制度や補助制度の周知を行い、危険区域からの移転を推進する。

第2節 建築物等の安全化の促進

主な担当関係部署：建築課、開発建築指導課

災害による建築物の被害は、倒壊や損傷による建築物自体の被害の他、設備の転倒や天井落下、ブロック塀の倒壊による被害など広範囲に発生する。これらの被害は、人的な被害に結びつくばかりでなく火災の要因ともなるため、耐震性の確保や不燃化を促進する。

特に公共建築物は、災害対応上重要な役割を担うため、計画的に施設の整備を進める。

現状と課題

本市では、平成20年3月に防府市耐震改修促進計画（令和5年3月改正）を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきている。今後も引き続き、さらなる減災を目指し、建築物の安全対策を促進していく。

基本方針

- 公共建築物は、施設の用途や重要度に応じて安全化対策を推進し、施設の機能確保を図る。
- 一般建築物は、防府市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 建築物等の安全化

1 公共建築物の安全化

新耐震法改正以前に設計された建築物について、市は、庁舎、消防署、小・中学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や不特定多数の者を収容する施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮した上で、建築物の耐震改修の促進に関する法律の対象枠を拡大して安全化に取り組む。また、新規建設に当たっては、施設の重要度等を勘案し、耐震性能の確保及び不燃化に努める。

2 一般建築物の安全化

市は、新耐震法改正以前の建築物について、防府市耐震改修促進計画に基づき、市民に対し、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設等により改修を促進する。特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び改修の指導・助言を行い、安全対策の促進を図る。

3 工作物・設備等の安全化

ブロック塀、家具、ガラス、天井、自動販売機、エレベーター等の安全化対策を計画的に進める。

【達成目標】

- 発災直後から防災拠点としての機能が確保されるよう、計画的に公共建築物の安全化を進める。
- 防府市耐震改修促進計画に基づき、一般建築物の耐震化を促進する。

第2章 災害に強い人づくり・地域づくり

第1節 防災に関する普及啓発

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、教育委員会（学校教育課、生涯学習課）、健康増進課、子育て推進課、こども相談支援課、高齢福祉課、障害福祉課、福祉総務課、生活支援課、地域振興課、環境政策課、観光振興課、文化振興課

主な担当関係機関：市社会福祉協議会

災害による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による災害対策の推進と同時に、事業所の職員や市民一人ひとりが家庭や地域社会において、災害や防災に関する正しい知識を持ち、自らの命は自らが守る「自助」や助け合いの中で地域を守る「共助」を大事にし、行動する必要がある。

市は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、職員及び市民・事業所に対し、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、災害に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、県及び防災関係機関と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のために行動することや、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で「防災文化」の普及・定着を促すことにより、地域防災力の向上を図る。

現状と課題

■自主防災思想の普及啓発

本市では、市広報や防災ファイル等により、市民への啓発を推進している。地震・津波災害や局地的な豪雨災害など大規模災害へ備えるため、今後も継続して市民への自主防災思想の普及啓発を推進する必要がある。

また、職員研修や講演会、防災出前講座等において、市職員や児童生徒、市民等に対する防災教育を推進しているが、今後は、南海トラフ巨大地震等に伴う地震・津波についての啓発を行うとともに、近隣の負傷者や要配慮者を助ける、避難所等で自主的に活動する、市が行っている防災活動に協力するなど、防災知識の普及啓発についても推進していく必要がある。

■災害教訓の伝承

本市では、平成21年7月の中国・九州北部豪雨における対応等の検証をするため、防府市豪雨災害検証委員会を設置し、平成22年12月に提出された「防府市豪雨災害検証報告書」を、市ホームページで公表している。また、被害状況写真のパネルを作成し、講演会等の開催時に展示・啓発している。

さらに、防府市社会福祉協議会においても、豪雨災害時に開設した災害ボランティアセンターやボランティアの活動の様子をまとめたパネルやDVDを作成しており、イベント等における展示・啓発に活用している。今後も引き続き災害事例や教訓を伝承させるため、講演会等や学校教育・社会教育の中で啓発を続けて行く必要がある。

また、学校教育においても、災害の教訓を踏まえた啓発を折に触れて行っており、今後も過去

の教訓を決して忘れることなく、災害時の迅速かつ安全な対応につなげていくよう、教育・訓練を継続して行う必要がある。

基本方針

- 「防災の日常化」を基本として、以下の取組を実施する。
- 「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、自主防災思想の普及啓発を図る。
 - 要配慮者への支援の視点や男女共同参画の視点等に配慮し、防災知識の普及啓発に当たる。
 - 市職員に対し、研修会等を通じて防災教育を推進するとともに、防府市災害対策本部（以下「市本部」という。）各対策部（第3編第1章第2節の市本部各対策部をいう。以下同様。）はマニュアルを作成し、所属職員に周知するなど、平常時からの防災対策を推進する。
 - 市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間、土砂災害防止月間等に防災に関する市民参加・体験型のイベントを開催し、市民の意識の高揚や自主防災組織等の活動の活性化を促進する。
 - 講演会開催時等に平成21年中国・九州北部豪雨災害時の写真パネルの展示をする等、過去の災害の教訓を伝承させることを推進する。
 - 児童生徒が過去の教訓を忘れることなく、災害時に安全な行動をとることができるよう、防災教育・訓練等を継続して実施する。
 - 学校教育において、児童生徒が災害時に安全を最優先した行動がとれるよう、防災知識の普及啓発を図る。
 - 事業所への防災出前講座等により、地震・津波対策、浸水対策等についての啓発を推進する。
 - 各地域において、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう自主防災組織リーダー等の育成に努める。
 - 防災担当部門と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
 - 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 防災に関する普及啓発

1 自主防災思想の普及啓発

「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、市民一人ひとりが行動できるよう、平常時から、初期消火・救出・救命等の災害対応力の向上を図り、災害発生時には、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所及び市民が連携を図り、災害に対応することが重要である。

市は、市民・事業所等に対し、防災知識の普及啓発や防災教育を計画的に実施し、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。

2 「いのちを守る」ための避難に関する普及啓発

避難行動及び避難生活には、「自助」・「共助」による対応が不可欠である。このため、市は、市民

一人ひとりが適時に自ら避難の必要を判断し、近隣の負傷者や要配慮者を援護しながら避難を行い、指定緊急避難場所や指定避難所で自主的に活動することができるよう、平常時から避難に関する情報提供を行い、防災知識の普及啓発に努める。

3 対応上の重要な事項に関する普及啓発

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、我が国の防災対策は抜本的な見直しが行われており、内閣府をはじめ各省庁において様々な検討会が立ち上がり、防災に関する指針やガイドラインが示されている。これらを踏まえ、市は、特に以下の点に留意し、普及啓発を行う。

要配慮者支援の視点	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が不十分な外国人など災害に対して迅速に必要な情報を得ることや、行動を取ることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対し、要配慮者の状況に応じた広報媒体や情報媒体にて情報提供を行い、要配慮者への支援に関する普及啓発に努める。 ※要配慮者に関する詳細については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。
男女共同参画の視点	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な主体の視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。
外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や外国人旅行者を含めた観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。
動物救護の視点	近年、ペットが家族の一員であるという意識が一般的な傾向になりつつあり、ペットと共に避難する同行避難が、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要となっている。また、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となることを踏まえ、動物救護に関する防災知識の普及啓発に努める。

4 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援する。

また、学校教育や社会教育における防災教育においても、災害教訓の伝承を推進する。

5 普及啓発の内容

防災に関し、普及啓発すべき事項を、対象者別に以下に示す。

対 象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
市職員	◆ 災害(風水害、地震、事故等)に対する基礎知識 ◆ 市防災計画と防災基本計画並びに県防災計画との関係及び市防災計画に示す災害対策 ◆ 市本部各対策部におけるマニュアル作成及び所属職員への周知 ◆ 災対法、救助法など防災関連法に関する知識 ◆ 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策	◆ 注意報、警報、特別警報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識 ◆ 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達、県への報告等) ◆ 災害対策の課題その他必要な事項
学校	◆ 児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成 ◆ 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じた災害の基礎的な知識及び発災時の対策等の指導 ◆ 児童生徒の発達段階や地域の特性に応じた避難、発災時の危険及び安全確保の指導	◆ 中学校の生徒を対象とした応急手当の習得のための指導 ◆ 安全な場所の把握 ◆ 避難経路の考察
市民	◆ 災害の基礎的知識、市内の災害発生実態や被害想定及び住宅周辺の災害特性の把握 ◆ 自主防災思想及び自主防災組織の普及 ◆ わが家の安全点検実施(住宅の耐震診断と補強、転倒防止対策及び消火器の普及) ◆ ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認 ◆ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認 ◆ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄 ◆ 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ◆ 自動車へのこまめな満タン給油 ◆ 保険・共済等への加入(地震保険等) ◆ 防災マップ等による災害危険区域の把握(浸水想定区域(津波、洪水及び高潮)、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域) ◆ 家族防災会議の開催 ◆ 市の防災対策 ◆ 地震発生時に自動車運転者が措置すべき事項の把握	◆ 緊急地震速報についての知識 ◆ 安全確保、出火防止、初期消火活動、応急手当等看護の知識 ◆ 家族等との安否確認・連絡方法(NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用法) ◆ 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動 ◆ 避難行動(避難場所、避難路、その他避難対策) ◆ 要配慮者への支援 ◆ 正しい情報の収集方法 ◆ その他地域として必要な行動 ◆ 避難生活への対応 ◆ 自立へ向けた行動

事業所	◆ 防災計画の策定 ◆ 事業継続計画の策定 ◆ 重要書類及びデータの保存対策の実施 ◆ 情報連絡の複数ルートの確保 ◆ 自衛消防隊の充実・強化 ◆ 資機材の整備 ◆ 市及び地域との共同計画の検討	◆ 負傷者の手当及び初期消火の実施 ◆ 災害対策本部の設置 ◆ 地域との共同（消火・救出作業、避難場所としての提供） ◆ 社員の安否確認 ◆ 救援物資の調達 ◆ 被災者の避難所への移動に伴う市との連携 ◆ 業務の再開 ◆ 地域コミュニティの一員としての災害対策活動
-----	---	---

6 普及啓発の方法、手段

防災に関する普及啓発を行う際の主な方法及び手段を以下に示す。

なお、これら普及啓発の推進に当たっては、参加者に応じた学習の場を提供する。

講座・研修等	◆ 各種講座（公民館等における講座、各年齢期に応じた学習会等） ◆ 防災研修 ◆ 防災訓練
広報活動等	◆ 防災ファイル、防災必携、防災マップ等の配布 ◆ 市広報、パンフレット、ポスター、市メールサービス、LINE、データ放送等 ◆ インターネット及び報道媒体を通じた情報提供 ◆ ビデオ、災害シミュレーション装置等の活用 ◆ 住民に対する巡回指導
各種団体等の活動との連携	◆ 自治会、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体その他の団体を対象とした各種研修会、集会、防災出前講座等 ◆ 各種団体が開催する研修会・講習会等に、防災に関する内容を取り入れるよう要請
その他イベント等	◆ 市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等の期間に重点的に行うイベント等の活用

【達成目標】

■災害教訓の伝承

- 大規模災害に関する各種資料を住民が閲覧できるよう公民館、図書館、地域協働支援センター等に置く。
- 学校教育や社会教育における防災啓発のなかで、過去の災害教訓を伝えることを推進する。

■市職員に対する防災教育・研修

- 地震、風水害等の災害対応に関する市職員研修を継続的に開催することで、職員への災害知識の普及や災害対応力の向上を進める。
- 市本部各対策部は、所管する所掌事務についてのマニュアルを作成し、又は見直すとともに、所属職員に対し周知する。また、毎年マニュアルの見直しを検討する。
- 毎年、指定緊急避難場所や指定避難所に関する市職員研修を開催する。

■学校に対する防災教育

- 児童生徒に対し、防災教育に関する授業及び防災に係る避難訓練等を位置付け、毎年1回以上実施する。
- 県教育委員会が出している「防災訓練実践集」を活用し、学級活動等を通じて児童生徒の発達段階に応じた指導を特別活動年間指導計画に位置付ける。

■市民に対する防災教育

- 市広報、防災ファイル、出前講座等により、避難場所や避難行動要支援者名簿等の啓発を推進する。
- 土砂災害警戒区域の指定の見直しや、洪水等浸水想定区域の公表・見直しがあったときは、防災マップを作成し、全世帯に配布する。
- 土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域、洪水等浸水想定のある地区を対象とした出前講座等により避難等の啓発を継続して実施し、市民の防災意識の向上を図る。
- 大規模災害時を想定し、地域主体の避難所の開設・運営ができるよう研修等を開催していく。
- 公民館での学級・教室や聞いて得するふるさと講座において、防災についての普及啓発を継続して行う。
- 防府市市民防災の日等に防災講演会など啓発行事を継続して開催する。

■各種団体等に対する防災教育

- 女性団体やPTA等が開催する研修会や講演等に防災に関する内容を取り入れることを促進する。

■事業所に対する防災教育

- 商工会議所と連携するなど、防災出前講座等により、事業所への地震・津波災害等の啓発を推進する。
- 災害ボランティアに関する研修等を開催する場合には、事業所にも参加を呼びかけ、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるようにする。

第2節 地域における防災活動力の強化

主な関係法令 : 災害対策基本法 第5条第2項、第42条第3項、第42条の2
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、消防本部

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備を図ることで、初めてその目的が達成できる。

中でも、消防団・水防団は、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等、消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、市は、消防団・水防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

また、災害に対処するためには、市、県及び防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防や応急活動を行うことが重要である。このため、地域住民による相互助け合いの精神に基づく自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

現状と課題

■自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の未結成自治会への結成に向けた支援や、結成された組織への活動支援を継続的に行っている。

なお、高齢化等に伴い自主防災組織の単独での結成が難しい自治会については、複数の自治会による結成もできることなど、啓発を推進していく必要がある。

■地区防災計画に関する普及啓発

平成25年6月の災対法の改正により新たに地区防災計画の作成について規定され、平成26年4月1日に施行された。本市では、今後、住民や事業所に対して啓発を図っていくとともに、計画作成に意欲がある地区に対して、作成における普及啓発を進める。

基本方針

■消防団・水防団の育成強化

- 消防団・水防団への入団を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- 防災訓練や研修会等への参加を促し、団員等の防災知識の向上を図る。
- 活動の拠点となる施設及び水防資機材の充実を図る。

■自主防災組織の育成強化

- 地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の結成・育成の促進、訓練の実施並びに資機材の充実についての支援を推進する。
- 自主防災組織において地域の実情に応じた防災マニュアルを作成することなどにより、平常時及び災害時において効果的な防災活動を行う。

■企業防災活動の推進

- 企業において、災害時の事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施する。
- 企業防災の防災意識の普及啓発に努める。

■住民及び事業所による地区防災計画作成の支援

- 自主防災活動に熱心な地区の居住者等に対し、地域の特性に応じた自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成を支援するなど、自主防災組織の活動支援を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 消防団・水防団の育成強化

市は、消防団・水防団への入団を促進するとともに、災害発生時に消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊と連携し、消火活動、救助活動、避難誘導、避難者への各種救援活動等を行うため、以下に掲げる事項を中心とし、消防団、自主防災組織等の育成強化を図る。

消防団の育成強化	◆ 消防団の活性化につながる研修、訓練等を立案する。 ◆ 団員確保のため、青年層・女性層を対象に、消防団への入団を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。 ◆ 防災訓練や研修会等への参加を促し、団員等の防災知識の向上を図る。 ◆ 消防団の車両・資機材の充実を推進する。
水防団の育成強化	◆ 水防団の拠点となる施設及び水防資機材の充実を図る。 ◆ 水防団員の知識や技術等の指導を行う。

【達成目標】

- 消防団員の条例定数を確保する。
- 消防団員・水防団員に対する教育訓練を年一回以上実施する。
- 消防団の施設・装備の充実を図る。
- 水防団の拠点となる施設及び水防資機材の充実を図る。

第2項 自主防災組織の育成強化

市は、地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の結成・育成を促進する。また、防災活動が効果的に行われるよう、自主防災組織との協力体制を確立し、訓練の実施、資機材の充実を図る等、自主防災組織の活動を支援する。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、県及び防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力する。

1 自主防災組織の結成・育成

市は、地域住民及び事業所を対象とし、自主防災組織の結成・育成を図る。

地域住民を対象とする自主防災組織	◆ 自治会等による自主防災組織の結成を促進し、活動の支援をする。 ◆ 自治会単位、学区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。 ◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模 ◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模 ◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。 ◆ 防災士や消防団員の積極的な協力を得て育成する。
事業所等における自主防災組織	◆ 学校、病院、百貨店、スーパー等多数の者が利用し、災害時に大規模な人的・物的被害が発生する危険性を有する事業所等を対象とし、防災管理体制の強化を図る。 ◆ 危険物施設、高圧ガス施設等を対象とし、自衛消防組織の育成を図る。 ◆ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とし、自衛消防隊の育成を図る。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容を以下に示す。

活動の種類	平 常 時 の 活 動	災 害 発 生 時 の 活 動
本部	◆ 防災マニュアルの作成 ◆ 関係機関との連絡体制の構築	◆ 役員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認 ◆ 各班の活動の統制
情報	◆ 防災意識の高揚 ◆ 防災に関する知識の普及 ◆ 情報収集及び伝達体制の構築と訓練	◆ 情報収集、伝達及び広報 ◆ 地域住民の安否確認
初期消火	◆ 出火防止及び初期消火の徹底 ◆ 初期消火訓練の実施・参加	◆ 出火防止及び初期消火
救出・救護	◆ 防災資機材の備蓄及び保守管理 ◆ 救出及び救護訓練の実施並びに参加	◆ 負傷者の救出及び救護 ◆ 地域の要配慮者への支援
避難誘導	◆ 地区一時避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路の確認 ◆ 危険箇所の確認 ◆ 避難誘導訓練の実施及び参加	◆ 率先避難や呼びかけの実施 ◆ 避難誘導
地区一時避難場所の運営	◆ 地区一時避難場所の指定（任意） ◆ 地区一時避難場所の運営の確認 ◆ 市との連絡体制の確認	◆ 地区一時避難場所の開設・運営 ◆ 市への連絡
避難場所等の運営※	◆ 避難場所等開設並びに運営手順の確認及び訓練の実施	◆ 避難場所等開設及び運営
給食・給水	◆ 食料、飲料水等の備蓄 ◆ 資機材の備蓄及び保守管理 ◆ 炊き出し訓練の実施及び参加	◆ 避難所における炊き出し ◆ 食料及び応急物資等の調達・配分

※運営主体は、各地域の状況により異なる。

3 自主防災組織の活動支援

市は、自主防災組織の結成支援や活動支援を行うため、防府市防災士等連絡協議会と連携し、防災出前講座等に防災士を派遣するなど、積極的な指導援助の体制を構築するとともに、自主防災組織や県、防災関係機関、学校、事業所等の参加による防災訓練や研修会等、地域の防災力を高める支援を行う。

また、その他の防災関係機関においても、市の自主防災組織の結成や活動等に対し、積極的に協力する。

主な活動支援内容を以下に示す。

自主防災マニュアルの作成支援	◆ 自主防災組織ごとに、地区の実状に応じた防災マニュアルを作成する。 ◆ 防災マニュアルに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を行う。 ◆ 市職員及び消防団員は、積極的に協力し、指導援助を行う。 ◆ 災害時のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の活動の形骸化防止に努める。
防災資機材等の整備	◆ 自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備を促進する。
講習会等の実施	◆ 防災資機材の操作及び使用方法の講習会や応急手当の講習会を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。 ◆ 自主防災組織と連携した地域住民への防災講演会、防災出前講座等を実施し、地域住民の自主防災活動に対する関心を維持していく。
自主防災リーダーの育成	◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。 ◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。 ◆ 防災士養成を支援し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。

資料編 [予防]

● 2-1-2 自主防災組織における防災マニュアルの作成手順

【達成目標】

■自主防災組織の結成・育成

○自主防災組織の未結成自治会に対する説明会を開催するなど、組織結成に向けた啓発を推進する。

○市内の事業所に対し、自衛消防組織の活動促進や自主防災組織との連携等を啓発する。

■自主防災組織の活動支援

○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。

○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。

○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。

○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。

○防災士フォローアップ研修の開催などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。

第3項 企業防災活動の推進

県（経営金融課）及び市は、商工関係団体等と連携し、災害時に備え企業における防災の取組に関する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）の策定等を促進する。

企業は、災害時において果たすべき役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

【達成目標】

- | |
|--|
| ○企業に対し、災害時の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。
○企業の実情に即した防災マニュアルを作成し、訓練等により運用するよう指導する。 |
|--|

第4項 住民及び事業所による地区防災計画の作成の支援

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するもので、災対法の改正に伴い新たに規定され、平成26年4月1日に施行された。

市は、住民、事業所等が地区の特性に応じて自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地区の防災力の向上を図るため、「地区防災計画」の作成に向けた取組や防災活動を支援する。

地区防災計画に定める主な事項	◆ 地区の特性（自然特性、社会特性）の把握及び地区の防災上の課題等の検討 ◆ 地区居住者等の防災活動に必要な物資及び資材の備蓄 ◆ 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援 ◆ 地区居住者等が共同して行う防災訓練 ◆ その他、当該地区の特性に応じた活動
----------------	---

なお、市防災会議は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受けたときは遅滞なく市防災計画に当該計画提案を踏まえた定めが必要を判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 ボランティア活動の環境整備

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、地域振興課、防災危機管理課

主な担当関係機関：市社会福祉協議会、県社会福祉協議会

大規模災害時には、市、防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般市民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備や災害ボランティアセンターの運営など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

現状と課題

市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターを通じてボランティア活動の普及・啓発の取組を行っており、ボランティア登録団体数は増加している。今後も引き続き啓発活動に努めるとともに、ボランティアの能力向上及びその能力を活かせる体制の構築を図っていく必要がある。

また、災害ボランティアセンターの運営体制等を協議し、災害時に円滑かつ効率的に運営等が行えるよう訓練の実施や、マニュアルの見直し等を行う必要がある。

基本方針

- 社会福祉協議会、ボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。
- 社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、防府市ボランティアセンターへの登録を呼びかける。
- 災害ボランティアセンター運営従事者の養成を図り、人材育成・強化に努める。
- 災害時のボランティアの受入体制の強化に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 ボランティア活動の推進

1 ボランティアの養成

市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、災害時のボランティアの積極的な活動を促すため、関係機関と連携し、以下によりボランティアの養成に努める。

ボランティアに関する研修等の実施	◆ 市民、企業及び団体に対して研修等を実施し、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、ボランティアの養成を行う。
ボランティアへの参加の呼びかけ及び登録	◆ 災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかける。 ◆ 社会福祉協議会で災害時におけるボランティアの事前登録を行う。
災害ボランティアセンター運営従事者の養成	◆ ボランティアが被災地で円滑な活動を行うため、運営従事者の養成を図る。

ボランティア団体等への協力要請	◆ 平常時に活動するボランティア団体等に対し、災害時にもボランティア活動を行うよう要請する。
-----------------	--

なお、市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除き、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加する者を指し、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分する。

専門ボランティアと一般ボランティアの活動内容は、資料編による。

資料編 [ボランティア活動]

● 2-2-1 ボランティアの活動内容

2 災害ボランティアセンターの運営体制等の整備

市及び社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターの運営等が円滑かつ効率的に行えるよう、以下の取組を行う。

受付体制の整備	◆ 円滑かつ効率的な受付を行うため「災ボラQRアプリ」等の導入を検討する。
訓練及びマニュアルの見直し	◆ 市、社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンター運営訓練を実施し、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルについて見直しを行う。見直しに当たっては、県社会福祉協議会との連携を図る。
活動拠点及び連携体制の整備	◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。
資金・資機材、人材支援の準備	◆ 市は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。
災害ボランティアセンターの体制強化	◆ 社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、県社会福祉協議会の作成するガイドライン等を共有するとともに、大規模災害時には県社会福祉協議会の形成する近隣県とのネットワークを活用する。

3 専門ボランティアの受入れ体制

市各担当課は、専門ボランティアの受入れ等についてあらかじめ検討し、災害時の受入れやボランティア活動が円滑にできるよう努める。

【達成目標】

○市、社会福祉協議会等で災害ボランティアセンターの運営等について協議し、災害時の体制を構築する。

第4節 防災訓練による災害対応力の強化

主な担当関係部署：防災危機管理課、高齢福祉課、障害福祉課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、県、防災関係機関、市民それぞれが、災害発生時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。防災訓練は、災害時の行動手順の確認・習得を第一とし、防災計画の熟知、市、県及び防災関係機関相互や市民との協力連携体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等、副次的な効果も高いものとする。

市は、単独で実施するほか、防災関係機関、他の市町等と共同で防災訓練を実施する。また、自治会・自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、継続的に実施する。

現状と課題

■総合防災訓練

市ではこれまでに市本部の設置訓練や、風水害や地震の発生を想定した実動型訓練を実施し、県及び防災関係機関との連携や、市民が参加した避難訓練等により、自助・共助の推進をしている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、職員の災害対応や地域と協力した避難所の開設等、実動を重視した訓練を行う自治体が増えている。さらに、市では、業務継続計画（第3章第7節を参照）や職員行動マニュアルの作成に伴い、各班の実動訓練も取り入れる必要がある。

今後は、災害時の初動対応力の向上を図るため、地域や関係団体と連携し、避難所の開設・避難者の受入れ、要配慮者支援、救護所の開設等を行うとともに、災害ボランティアセンターの開設・運営等についても検討する。

また、訓練シナリオ等を明らかにしない発災型（ブラインド型）の実践的な訓練や、要配慮者を対象とした地域防災力の強化に資する訓練、複合災害を想定した訓練等を取り入れ、災害対応職員の育成や県及び防災関係機関との連携体制強化などを図ることが必要である。

■市及び防災関係機関による個別防災訓練

市職員の参集・各対策部の初動対応、津波の浸水が想定されている各地域を対象とした避難訓練、地域団体主体による避難所開設・運営訓練等の訓練など、新たな訓練の実施が求められている。

■学校による訓練

市内全小・中学校では火災等を想定した避難訓練等を実施しており、災害対応訓練についても、多くの学校で実施している。今後は、全小・中学校で地域と連携した災害対応訓練をする必要がある。

基本方針

- 毎年、訓練内容（災害想定、実施時期、時間帯等）を変えた訓練の実施に努める。
- 避難・避難所開設・避難者受入れ・安否確認等初動時に必要な対応を重点的に行う。その際、防災関係機関や関係団体等との連携を図る。また、訓練後は、参加者による振り返りや第三者による検証などを通して、訓練内容や各種マニュアルの見直しをする。
- 要配慮者支援、男女共同参画の視点等を取り入れた訓練を実施する。

具体的な取組と達成目標

第1項 総合防災訓練

防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて防災対策の習熟を図るとともに、各種ボランティア団体等の協力、連携体制の確立など、市防災計画の検証を行うことを目的とし、市、消防本部、警察署、学校、幼稚園、保育所、農業協同組合、商工会議所、漁業協同組合、医師会、山口県建設業協会等や一般市民が参加した実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地域の特性や防災環境の変化、男女共同参画の視点、要配慮者支援の視点等を取り入れるよう努める。

なお、訓練の実施主体別に実施を検討すべき訓練内容は、資料編のとおりとする。

また、訓練の実施に当たり、以下の点を考慮するものとする。

- ◆ 災害、被害想定等を明らかにするとともに、勤務時間外での発災、複合災害の想定等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう配慮する。
- ◆ 避難、避難所開設、避難者の受入れ、要配慮者支援等の実動型訓練を行う。
- ◆ 訓練終了後においては、訓練参加者による振り返りや、第三者による検証などを通して、訓練の課題等を明らかにし、必要に応じて今後の防災活動に反映させ、その成果を次回以降の訓練において検証する等、訓練を活用した実効性の高い災害対応力向上の取組を進める。

資料編 [予防]

● 2-1-3 防災訓練内容

【達成目標】

○毎年開催する総合防災訓練において、避難～避難所開設・避難者受入れ・要配慮者支援などを重点的に行い、市職員の災害対応力の向上と自治会・自主防災組織との連携強化や住民の意識の向上を図るとともに、各小・中学校における避難所開設体制を整備する。

第2項 市、県及び防災関係機関による個別防災訓練

市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に合わせ、対応力向上のための個別訓練の実施に努める。

なお、市においては次の点に配慮するものとする。

情報の収集及び伝達訓練	◆ 被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練 ◆ 市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練
職員の参集訓練	◆ 動員の連絡系統の確認や自主参集 ◆ 徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練
通信訓練	◆ 県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練
要配慮者支援訓練	◆ 高齢者、車椅子利用者、妊婦、幼児を連れた家族、外国人等を想定した避難誘導、安否確認・情報伝達など要配慮者支援の訓練

津波避難訓練	◆ 南海トラフ巨大地震などを想定した避難訓練（毎年1回以上）
土砂災害を想定した訓練	◆ 土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。
その他個別防災訓練	◆ 大規模災害を想定した個別防災訓練（物資輸送訓練など）について、県、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。

【達成目標】

- 消防・警察等の防災関係機関や学校、ライフライン事業者等と連携し、本部設置時の情報伝達訓練を実施することで、災害時の情報伝達体制の向上を図る。
- 市職員による参集・初動対応訓練や本部設置訓練を実施する。
- 毎年1回以上、南海トラフ巨大地震などを想定した津波避難訓練を実施し、避難に対する意識啓発を図る。

第3項 施設、事業所、自主防災組織等による訓練

市民、施設及び事業所の協力を促すため、それぞれに対し、様々な機会をとらえて訓練実施を促す。この際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

施設及び事業所における訓練	◆ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者等は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行う。 ◆ 事業所等は地域の一員として市、消防本部、消防団、自主防災組織等の地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。
自主防災組織における訓練	◆ 各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上並びに市、県及び防災関係機関との連携を図るため、市、消防本部及び消防団の指導を受けるなどにより、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等の訓練を行う。
市民に対する参加の呼びかけ	◆ 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮して、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るよう努める。

【達成目標】

- 自主防災組織や学校と協働した初動対応及び避難所開設時の情報伝達訓練を実施する。

第4項 複合災害を想定した訓練

市は、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて市民等の防災意識の高揚を図るため、同時あるいは短時間のうちに複数の災害が発生する複合災害を想定した訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、様々な複合災害を想定し、情報収集・伝達、輸送路確保、資源配置等の机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しをするよう努める。

【達成目標】

- 様々な災害の教訓を分析することにより、複合災害発生に備えるために必要な事項を整理し、対策を検討する。

第3章 災害活動体制の整備

第1節 市の活動体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第23条の2

主な担当関係部署 : 各課共通

災害発生時には、即時に災害応急対策の体制を確立し、市民の生命を守り、被害の拡大や社会生活の混乱を最小限に抑えるための迅速な災害応急活動を実施する必要があり、そのための体制づくりが不可欠である。

特に、事前に予測することが難しい地震や短時間の大雨、竜巻等の災害発生時には、職員の参集・配備や初動時の災害対応が重要であり、状況の変化に応じて、災害対応に係る組織体制を見直すとともに、県及び防災関係機関との連携を図る必要がある。

これらを踏まえ、事前に災害発生を見据えた体制を確保し、防災拠点施設、資機材等の整備を推進するとともに、大規模な災害時に備え、広域的な応援体制の整備を図る。

現状と課題

災害発生時の応急活動体制として、職員を市本部各対策部各班に割り当て、全職員体制で行うことにしている。しかし、大規模災害時等においては、職員だけでは対応は難しく、指定緊急避難場所や指定避難所の開設・運営など、地域の協力が不可欠である。

また、防災拠点においては、既存施設の老朽化等が進んでいるため、改修や補強工事等の計画的実施が課題となる。それらの対策ができるまでの間の対応も検討し、可能な限り実施していく必要がある。

基本方針

- 応急対策に係る政策・方針決定の過程における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の本部員に女性職員を配置するよう努める。
- 様々な現象の災害に対応するため、配備体制、参集基準、事務分掌等の見直しを毎年検討する。
- データやバックアップの強化、マニュアルの作成、訓練の実施等、災害時の対応の迅速化により被害の軽減を図る。
- 災害対応の中核機能が中断することのないよう、施設・設備の耐災害性の強化を複合的に推進する。
- 市庁舎が被災した場合の代替候補施設をあらかじめ決めておくことや公民館、小・中学校などへの太陽光発電の整備等、災害時の影響を最小限に軽減する対策を講じる。
- 防災拠点機能を強化した庁舎建設の検討を進める。

具体的な取組と達成目標

第1項 配備体制等の整備

市は、災害発生の状況や、被害の実態、被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備体制や市本部体制の充実を図る。

また、県や防災関係機関等と連携し、様々な状況に応じ臨機応変な災害応急対策がとれるよう検討を行う。

資料編 [配備体制]

- 2-3-1 防府市の動員配備

資料編 [条例等]

- 2-4-1 防府市災害対策本部条例
- 2-4-2 防府市災害対策本部設置運営要綱

【達成目標】

- 各体制ごとの参集及び配備について、職員への周知徹底を図るため、毎年度当初に班長説明会等を開催する。
- 市本部各対策部間及び各機関との連絡体制を毎年度当初に確認し、災害に備える。

第2項 職員の参集体制の整備

配備体制に応じ、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。速やかに適切な配備体制を構築できるよう、職員の参集基準、参集の方法及び連絡方法の明確化、連絡手段の確保等について定める。その際、臨機応変に対応できるよう、職員個人による様々な災害場面を想定した対応を検討する。

また、職員の安否確認について、各部班における連絡体制を構築するほか、職員メールによる安否確認を行う。

【達成目標】

- 参集途上で情報収集すべき事項や内容を整理し、マニュアルを作成する。
- 異動時期に所属ごとの参集シミュレーションを行い、職員配備体制を更新する。

第3項 災害時の職員行動マニュアルの整備

災害発生時の応急対策等を各部班ごとに体系的に整理した災害時の職員行動マニュアルについて、職員への周知を図るとともに、各部班は定期的に、活動手順、使用する資機材の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について検証し、必要に応じてマニュアルを見直す。

資料編 [災害対応]

- 2-5-1 市及び県の応急活動事例（時系列表）
- 2-5-2 勤務時間外での地震発生への対応フロー図

【達成目標】

- 所属長は、平常時の業務に災害予防対策業務を位置付けるとともに、災害に備えた対策を推進する。
- 所属長は、毎年職員行動マニュアル等の内容を所属職員に周知し、災害に備えた意識啓発等を図る。
- 災害対応力を向上させるため、一般職員向け・幹部職員向けの災害対応研修等を実施する。

第4項 防災拠点の整備

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備等について次の対策を講じ、安全性の確保及び充実を図る。

既存の施設・設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等必要に応じて、移転・改修・補強工事等を実施していく。

防災拠点施設

- ◆ 市庁舎、消防庁舎、消防署出張所、上下水道局庁舎
- ◆ 小・中学校
- ◆ 保健センター・休日診療所、福祉センター、中高年齢労働者福祉センター
- ◆ 公民館、文化福社会館、青少年科学館、文化財郷土資料館
- ◆ スポーツセンター（体育館・武道館・陸上競技場・運動広場・人工芝多目的グラウンド）、サイクリングターミナル
- ◆ 公会堂、地域交流センター
- ◆ クリーンセンター、青果物地方卸売市場、競輪場

主な対策

- ◆ 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市庁舎・公民館等）の整備
- ◆ 市庁舎被災時の代替施設について、必要な設備等の整備
- ◆ 庁舎及び医療機関等が保有する施設・設備の自家発電設備の整備（代替エネルギーの活用を含む。）
- ◆ 資料の被災を回避するための各種データの整備保全やバックアップ体制の整備

【達成目標】

- 市庁舎が使えない場合の代替施設に、事前に必要な設備等を整備する。
- 耐震性の不足している施設については、耐震補強工事や改築を検討し、計画的に実施する。

第5項 必要資機材の整備

災害応急対策を円滑に発揮できるよう、燃料、発電機、建設機械、車両等市本部の運営及び応急・復旧活動時に有用な資機材等について、それぞれ調達方法や集積・輸送体制等についてあらかじめ定める。

また、定期的に備蓄・保管している資機材等の整備点検を行うとともに、不足が懸念される場合に備え、市内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、防災関係機関や民間事業者との相互連携により速やかに補充できるよう努める。

【達成目標】

○地域内の資機材及び燃料について、供給事業者との協定締結を推進するとともに、備蓄量の把握を行う。

第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、消防本部

主な担当関係機関：西日本電信電話㈱山口支店

市、県及び防災関係機関が緊急対策並びに応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る。また、市民への的確な情報を提供する体制及び施設・設備の整備を図る。

現状と課題

■情報網・通信手段の整備

現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話を含む。）、FAX、災害時優先電話（携帯電話を含む。）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、消防救急デジタル無線（消防本部）、簡易無線（クリーンセンター）、市メールサービス、LINE、Net119、データ放送、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。

このうち、防災行政無線（同報系）については平成21年4月にデジタル化し、平成25年度に予備親局を消防本部庁舎に設置している。今後は、庁舎の建て替えに伴い防災行政無線（同報系）の親局の更新を行っていく。

資料編 [通信施設]

- 2-6-1 市防災行政無線（移動系）の現況
- 2-6-2 市防災行政無線（同報系）の現況
- 2-6-3 消防無線一覧

基本方針

- 庁内外の情報連絡体制の確保として、通信網の整備拡充を図る。
- SNSの導入を研究するなど、情報伝達手段の多様化及び情報伝達体制の充実を図る。
- 自然現象の観測及び予報に必要な施設を、県等と連携して整備を図る。
- 地震による孤立可能性のある集落において、防災行政無線屋外拡声子局の被災や停電の発生等により陸上系の情報通信手段が途絶する場合に備え、衛星携帯電話や非常用発電機等の配備を進める。

具体的な取組と達成目標

第1項 情報処理体制の整備

1 情報収集・伝達体制の整備

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務を円滑に行うため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

- ◆ 情報収集連絡窓口の明確化及び責任者並びに担当者の事前指定
- ◆ 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の事前指定、情報収集資機材の確保対策等
- ◆ 通信機器の運用計画の作成（移動系の通信輻輳等に関連して）
- ◆ 航空機、無人航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう防災関係機関間における事前調整等による体制の整備

2 情報処理・分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備を推進する。

(2) 観測機器等の整備及び整備への協力

市内には、水位、雨量、風速、地震等の観測施設がある。この予報の正確度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予警報について時期を失することなく伝達できるよう、市は、自然現象の観測及び予報に必要な施設を、国及び県の整備方針に基づき、県等と連携して整備を図る。

また、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力する。

資料編 [観測、予報情報等]

- 2-7-1 水位観測所及び通報水位・警戒水位
- 2-7-2 雨量観測所
- 2-7-3 風速計一覧
- 2-7-4 潮位観測所一覧

(3) 情報の分析体制の整備

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努める。

3 複合災害を想定した情報連絡体制の整備

各機関は、複合災害の発生により通常の通信手段が確保できない場合等、より厳しい条件となる場合を想定した中での代替ルートの確保等、情報連絡体制の整備に努める。また、情報がわずかしかなかった状況でも適切に対応できるよう、情報処理体制及び行動基準の確立等の対応強化を図る。

【達成目標】

○市、県及び防災関係機関相互の情報連絡手段や情報共有内容を確認し、マニュアルを更新する。

第2項 通信網・通信手段の整備

1 通信機能の確保に向けた整備

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集や伝達を確実・円滑に行うため、次のような対策を講じ、通信機能の確保を図る。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の推進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の推進等を図る。

(2) 電源等の確保及び機器の安全対策

通信機能を確保するため、自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源や、燃料確保を図る。その際、通信設備のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していく。

また、各種機器には、転倒防止措置を講じる。気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

(3) 非常通信体制の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る。

(4) 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、防災危機管理課の中から通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておく。本市の通信取扱責任者は、防災危機管理課長とする。

通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保並びに県及び防災関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信手段の拡充

(1) 多様な通信手段の整備

本市においては、有線通信が使用不能となった場合の県及び防災関係機関との連絡手段は、消防本部を除いては、代替設備がほとんどない状況であるため、災害の未然防止の観点から、災害情報等の一斉伝達に大きな効果がある防災行政無線（同報系）の整備拡充を推進する。

また、職員の持つ携帯電話を災害時に活用できるように連絡網等の整備を進めるとともに、衛星携帯電話の整備等、移動体通信の確保に努める。

さらに、インターネット通信を災害時の連絡・広報手段として活用できるよう、データ通信端末など通信ルートの多様化の整備検討を行う。

- ◆ 市防災行政無線の整備
 - ・ 防災行政無線（同報系）の整備拡充
- ◆ 職員参集システムの整備推進
- ◆ 防災相互通信用無線の整備
- ◆ 衛星携帯電話の整備
- ◆ 携帯電話を含めた多様な通信手段の確保
- ◆ その他、インターネット通信を利用した連絡方法等

(2) 消防無線通信等の整備

消防・救急活動の効果的な遂行に欠かせない消防救急無線のデジタル化整備を既に実施し、通信の秘匿性が図られるなど通信の高度化を実現している。無線の周波数の割当は、本市の消防・救急業務の活動に用いる活動波2波、都道府県単位で割り当てられる主運用波7波及び全国共通に用いる統制波3波である。

なお、従来のアナログ無線については、他行政間の連絡運用手段である防災相互波の維持管理を継続する。

資料編 [通信施設]

- 2-6-3 消防無線一覧
- 2-6-4 災害時の電話・電報施設の利用
- 2-6-5 災害時の非常通信の利用

(3) 民間団体等の無線通信の活用に向けた準備

アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、災害発生直後は、被害概況等の情報提供に、また応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう、協力内容の協議等を行う。

【民間の無線通信の活用】

アマチュア無線の活用	◆ 市は、アマチュア無線関係団体と市内のアマチュア無線災害ボランティアに対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。 ◆ 支援を受ける業務、連絡体制等について、十分検討しておく。 ※日本赤十字社山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため又は通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。
タクシー用業務無線の活用	◆ 市は、あらかじめ協議した事項等に基づき、市内に所在するタクシー事業者に対して、協力要請をする。 ◆ 県は、山口県タクシー協会にあらかじめ災害時の協力要請をする。

(4) 電気通信事業者による整備

西日本電信電話株式会社は、通信機能の確保に向け、以下の対策を実施する。

電気通信設備の防災計画の策定	被災地に対する通信の途絶防止対策として、以下を実施する。 ・伝送路のループ化の推進 ・孤立防止対策用衛星携帯電話の設置 ・特設公衆電話の設置 また、異常輻輳対策として、以下を実施する。 ・災害時優先電話の通信確保 ・ネットワークの効率的なコントロール
資機材等の確保	災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。
動員体制の確保	社員等の動員体制について、1次動員体制及び2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。
部外機関に対する応援又は協力の要請方法等	災害が発生した場合に、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。
防災に関する訓練の実施	防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧並びに通信疎通訓練を山口支店及びN T Tグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。 また、県及び市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。
災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用	災害により被災者等の安否連絡が多発した場合や、電話の輻輳が想定される場合に運用するものとして、平常時から整備を行う。

【達成目標】

- 衛星携帯電話の配置など、通信回線途絶時の連絡手段の確保対策計画を作成する。
- データバックアップやシステムダウン対策として、クラウド型のシステム導入を検討する。
- タクシー用業務無線の活用のため、市内に所在するタクシー事業者と災害時における協力の要請について協議し、支援を受ける業務等について決めておく。

第3項 市民への広報体制の整備

災害発生後において、被災者の安全・安心を確保し、社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に伝達することが必要となる。

このため、情報伝達手段の多様化及び情報伝達体制の充実を図り、適時的確な広報を実施できるよう体制を整備する。

1 広報の実施体制の整備

市は、災害発生時に即時に広報体制を構築することができるよう、あらかじめ広報責任者及び統括責任者をはじめとした各種の役割分担等の広報体制を整えておく。

2 広報手段の整備

市は、避難場所等への同報系防災行政無線、電話、FAX、インターネット、データ放送等による通信網の整備を拡充する。また、市メールサービス、LINE 及び防災ラジオの普及、Lアラートの活用等、広報のための情報伝達手段の多様化を図るとともに、SNSの導入を研究する。

また、被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには市の対応だけでは十分でないことから、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備を行う。特に、地域に密着したコミュニティFM放送局（FMわっしょい）と平成22年12月28日締結した「災害時等における放送要請に関する協定書」に基づき、災害時に各種災害情報や被災者支援のための生

活関連情報の発信が円滑に行えるよう、あらかじめ協力体制を整えておく。

3 市民へ提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報については、あらかじめ整理し、市民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておく。

【達成目標】

- あらゆる情報伝達手段を使用できるよう、事前に整理し、対応可能な体制を構築する。
- 小・中学校の体育館などの避難場所等と市（総務部総務班）との情報伝達手段を確保するため、初動時においてFAXや電話等が活用できるよう調整する。

第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第5条の2

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、人事課、保険年金課（物資輸送班）、福祉総務課、生活支援課、消防本部、上下水道局

主な担当関係機関 : 山口県民局、防府警察署、ライフライン事業者

災害発生時には、市、県及び防災関係機関相互の緊密な連携が重要となる。

このため、市は、応急・復旧活動に関し、防災関係機関と相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携体制を確保・強化しておく。

現状と課題

災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から市、県及び防災関係機関間の連携の推進や、企業等との間で協定を締結するなど、後方支援の体制を整える必要があるが、大規模災害への備えなど不十分な点も多く、以下のような課題がある。

- ◆ 災害時により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える初動体制及び市職員の配置体制の構築
- ◆ 物資調整・手配、倉庫管理、輸送、渉外等を担える人材育成
- ◆ 専門的なノウハウを有する国、県、民間事業者、NPO等との連携協定の締結
- ◆ 実務研修の実施及び他自治体で発生した災害に対する職員の派遣

また、市では、県及び防災関係機関との連絡体制の強化や、実効性のある協定となるよう協定締結自治体、民間事業者等との具体的な協議を進めるとともに、民間事業者等との新たな協定締結を推進していく必要がある。

基本方針

- 事前に関係団体と協定を結ぶよう努め、災害時に関係団体と協力して対策に当たることができるよう、平素から協定締結先と協議し、対応マニュアルを作成する。
- 災害時では対応する職員数に限界があるため、民間事業者、NPO等市職員に不足するノウハウを有する組織と連携協定締結等を推進する。
- 物資調整・手配、倉庫管理等個別業務の研修を実施する。

具体的な取組と達成目標

第1項 応援協定の締結

1 他市町との相互応援協定の締結

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、平成24年1月12日に「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」を締結している。また、大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、被災市町村及び県のみでは十分な対応ができないことが予想されるため、遠方に所在する地方公共団体

との間の協定締結も進める。

また、周辺市町が被災した場合、必要に応じて後方支援を担える体制となるよう、市は、周辺市町とあらかじめ協議するなど、必要な準備を整える。

資料編 [条例等]

- 2-4-3 各種相互応援協定書一覧

2 関係団体との協定の締結

市本部各対策部は、それぞれの応急対策業務を適切に推進するため、関係団体とあらかじめ必要な協定を締結するなど、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておく。

3 民間事業者との協定の締結

民間事業者に委託可能な災害対策に係る以下に示すような業務について、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者の施設や能力、ノウハウを活用して、本市職員で不足する要員と物資を補完できるようにしておくとともに、物資や燃料等の流通備蓄を活用できるようにしておく。

- ◆ 被災情報の整理
- ◆ 支援物資の調達・管理・輸送
- ◆ 避難所・在宅避難者等への食料の配布等
- ◆ 物資の提供、燃料の供給等

【達成目標】

- 各対策部は、協定を締結している民間事業者や関係団体との連絡体制や要請手順等マニュアル化し、協定が実効性のあるものとなるよう推進する。
- 市本部各対策部は、輸送、倉庫管理、物資や燃料等、災害時の協定の締結を推進する。

第2項 防災関係機関との連携体制の強化・充実

1 県等との連携体制の強化・充実

市は、県と協議し、大規模災害が発生した場合、必要に応じて職員を県災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を行うために必要となる事項を定めておく。

- ◆ 県災害対策本部及び現地活動連絡本部への職員の派遣方法
- ◆ 県災害対策本部並びに現地活動連絡本部との通信連絡体制及び調整連携の要領

2 ライフライン事業者との連携体制の強化・充実

市は、大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者が必要に応じて市本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、被害情報等の共有化を図ることができるよう、あらかじめ必要な事項を定めておく。

- ◆ 市本部への連絡員の派遣方法及び派遣先
- ◆ 市本部とライフライン事業者との通信連絡体制及び調整連携の要領

第4節 応援要請・受援体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、人事課、福祉総務課、生活支援課、
スポーツ振興課、消防本部、上下水道局

主な担当関係機関 : 防府警察署、自衛隊、徳山海上保安部

大規模災害発生時は、市の有する災害対応能力を超えた対応が求められることが想定される。そのため、国、県、他の地方公共団体、各種団体等へ迅速な応援・協力要請及び受入のための応援・受援体制の整備を図る。

現状と課題

大規模災害時は、災害発生直後から防災関係機関等と連絡を取り合い、必要に応じて速やかに応援要請し、受入体制を整える必要があるが、災害発生当初は被災状況に応じた応援（受援）ニーズの把握・伝達が確実に困難となるなど、対応が難しい状況になることが想定される。あらかじめ災害に備え、応援要請や受援の体制を検討しておく必要がある。

基本方針

- 災害時に応援が必要となる状況や応援を要する内容を検討し、応援要請計画及び受援計画を作成する。
- 応援・受援に備え、平常時から応援・協力関係の拡大に努め、関係団体と定期的な情報交換等による、より実践的な体制の確立を図っておく。
- 自衛隊への災害派遣要請が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な手順等を定め、必要な準備を整えておく。

具体的な取組と達成目標

第1項 公共団体等への要請・受入体制

1 応援要請体制の整備

過去の災害の教訓や被害想定結果等を踏まえ、災害時に応援が必要となる状況や応援を要する内容を検討し、自衛隊をはじめとする国、県、他の地方公共団体、民間企業、防災関係団体等への応援要請とその受入れを前提とした応援要請計画を作成する。

また、応援・受援に備え、平常時から応援・協力関係の拡大に努めるとともに、定期的な情報交換等による、より実践的な応援要請体制の確立を図る。

2 受入体制の整備

大規模災害時に、市外から広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れる体制を具体的に定めた受援計画を策定しておく。

なお、応援の受入に当たっては、応援要員及び支援物資等の効率的・効果的な集積と搬送を行うため、専門性を有した民間機関及び民間事業者やボランティア団体などの活用も考慮する。

また、広域的な応援の受入れとして、特に検討しておくべき事項は、以下のとおり。

- ◆ 近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制を整備する。
- ◆ 警察災害派遣隊の活動拠点候補地を定め、円滑な受入のための整備に努める。
- ◆ 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点の確保を進める。
- ◆ 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等を確保する。
- ◆ 応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等を整備する。
- ◆ 応援機関の災害従事者の宿泊について、市内の避難者用施設とは別に、公共施設や民間施設等宿泊可能な施設の確保に努める。

【達成目標】

- 市は、早急に要請の手順及び要請先、連絡調整窓口、連絡方法及び連絡先を見直し、派遣要請が円滑に実施できる体制を整備する。
- 市は、近隣又は遠方の災害時相互応援協定締結自治体に対し、あらかじめ災害時の応援要請、受入体制等を確認し、災害時の応援受援体制を強化する。
- 市は、大規模災害時の救助部隊の活動拠点等を確保するために、佐波川右岸に防災倉庫等を備えた広域防災広場の整備を行う。
- 専門性を有した民間機関・民間事業者やボランティア団体に対し、あらかじめ受援体制を構築できるよう協議を進める。

第2項 自衛隊への要請・受入体制

1 応援要請体制の整備

市は、県を通じた自衛隊への派遣要請が円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害派遣要請の手順、要請先、要請内容、連絡手段、連絡調整担当等を定め、連絡体制等を整備する。なお、自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ的確なものにするため、防災関係機関との連携を図る。

2 受入体制の整備

市は、自衛隊の災害派遣部隊の受入を想定し、自衛隊と連携して災害対策本部として受入体制の整備を図る。また、災害現場への誘導、作業の調整等の実施を円滑に行う等必要な措置をとる。

なお、災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を、つぎのとおりとし、円滑な受入のための整備に努める。

【自衛隊集結地】

1	防府市スポーツセンター人工芝多目的グラウンド
2	防府市スポーツセンター陸上競技場
3	航空自衛隊防府南基地総合訓練場等（必要に応じ）

資料編 [防災組織]

- 2-8-1 自衛隊の派遣要請の流れ及び連絡窓口

【達成目標】

○自衛隊の派遣要請について、要請の基準となる状況や要請を行う業務（偵察、消火、救助、救急等）等の想定を行い、関係する機関と情報共有しておく。

第3項 緊急消防援助隊への要請・受入体制

市は、消防、救急、救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、山口県緊急消防援助隊受援計画に基づいて応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

また、緊急消防援助隊が救助・救急・消火活動を行うための活動拠点として「防府市スポーツセンター運動広場」に定め、円滑な受入のための整備に努める。

第4項 海上保安部への要請・受入体制

市は、海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との連携体制を整備しておく。

資料編 [防災組織]

- 2-8-2 徳山海上保安部の連絡窓口

【達成目標】

○海上輸送における円滑な応急対策活動に向け、徳山海上保安部との連携体制を強化する。

第5節 被災自治体への応援体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、人事課、福祉総務課、生活支援課、健康増進課、都市計画課、建築課、消防本部、上下水道局

大規模な災害発生時等に、隣接する市町や協定を締結した自治体、県外の自治体が被災し、応援要請や被災住民の受入要請があった場合に、迅速な応援ができる体制の整備を図る。

現状と課題

被災自治体から応援要請を受けた場合は、速やかに応援派遣体制を行う必要があるが、現状では、具体的な応援派遣に関する準備は、課題となっている。

基本方針

- 過去の災害対応事例などから自治体相互の応援に関する活動実態を把握し、応援に求められる体制や業務の内容などを把握し、必要な体制の整備を図る。
- 応援協定の締結内容を踏まえ、協定上不可欠な人的・物的応援のための体制の整備を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 他市町村災害時の応援体制の整備

市は、被災自治体から応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置を講じることができるよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について検討し、整理しておく。

なお、派遣職員の食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自ら準備する自己完結型の体制の確保を基本とし、以下の整備を行っておく。

- ◆ 「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」による担当課は、応援体制の整備を行う。
- ◆ 市の防災備蓄等を活用することが予想されるため、効率的な備蓄・保管体制の整備を行う。
- ◆ 運搬車両や運転手の確保など、迅速な運搬体制の整備を行う。
- ◆ 被災自治体のニーズに合わせた支援となるよう、災害状況に応じた物資供給体制の整備を行う。

また、市は、被災市町村からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から必要な資料について整備を行っておく。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧

【達成目標】

- 近隣又は遠方の災害時相互応援協定締結自治体に対し、あらかじめ災害時の応援協力体制等を確認し、災害時の応援体制を強化する。
- 備蓄を推進するに当たり、広域応援等による物資提供も踏まえた検討を行い、応援体制を整える。

○災害時の宿泊施設となりうる公共施設の選定や民間施設との協定締結を推進する。

第2項 他市町村からの被災住民の受入体制の整備

県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災住民の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに避難所等を開設するなどして、県外からの被災住民を受入れることとなる。このため、市はあらかじめ受入れ先や受入れ体制の検討、整理を行っておく。

なお、受入れ先としては、市営住宅や県営住宅、民間賃貸住宅等の活用も検討しておく。

また、市は県と協力して受入れた被災住民の生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供を的確に行うことができるよう、体制の整備を図っておく。

【達成目標】

○被災した他市町村を受入れた場合に開設する避難所をあらかじめ選定する。

第6節 複合災害を想定した活動体制の整備

主な担当関係部署：各課共通

主な担当関係機関：防災関係機関

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）への予防として、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、市防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえ、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

現状と課題

東日本大震災では、本震と繰り返す余震、大規模な津波、原子力発電所事故が連続的に発生し、激甚な被害や影響が生じた。このように、一つの現象が発端となり他の災害を誘発する場合や、地震発生後に大雨が発生する場合など、災害を誘発する現象が連続的に生じ、被害や影響が複雑に拡大する場合など、より現実的かつ厳しい事態の発生を想定した対策の構築が求められており、今後、複合災害を想定した対策の検討が必要となっている。複合災害を想定した運用の検討、訓練の実施等に関しては未実施であり、想定事象の設定等がこれからの課題である。

基本方針

- 複合災害を想定した資源確保及び資源の配置の検討を行い、活動体制の基盤を確立する。
- 複合災害を想定した各種事象を検討し、運用面からの対応骨子を確立する。

具体的な取組と達成目標

1 複合災害時の資源配分体制の整備

市は、複合災害が発生した場合、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

【達成目標】

- 複合災害時に想定される最も厳しい災害事象を想定した活動体制の構築をする。

第7節 業務継続体制の整備

主な担当関係部署：各課共通

市民の生命や財産を守り、被災者の生活の早期復旧及び経済活動の回復を図ることは、市政の最大の責務であり、大規模災害の発生直後であっても、市の行政機能低下を最小限にとどめ、緊急時の業務や、法律上必要な届出等の受付や衛生業務など、市民生活に必要な不可欠な行政サービスは継続していかなければならない。このため、災害時でも市が最優先に行うべき業務を事前に定め、業務の維持又は最短の期間での復旧を図る業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定している。

なお、策定後は業務継続に向けた体制を強化するため、平常時から対策を推進する業務継続マネジメント（BCM（Business Continuity Management））により、継続的に計画の見直しを図る。

現状と課題

大規模な災害が発生した場合には、職員や庁舎の被災、停電・通信途絶等により、市自体が機能不全となり、業務継続に支障を及ぼす事態も想定される。これらを踏まえ、市の行政機能に制約が伴う状況下にあっても業務を遂行することのできる体制を定め、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう業務継続計画の策定が必要である。

なお、計画策定に当たり、庁舎の代替施設の選定、電気（非常用発電機等）の確保、職員用食料・飲料水等の備蓄、災害対策本部本部室設置場所の見直しや災害業務体制の再編成、職員行動マニュアルの策定や関連マニュアルの見直し等を行う必要がある。

基本方針

○災害対応業務の実施や優先度の高い通常業務を適切に継続・実施できるよう、策定した業務継続計画について見直しを行う。

○事前対策の推進を図り、業務継続計画を強化充実する業務継続マネジメント体制を構築する。

具体的な取組と達成目標

第1項 業務継続計画の策定

市は、大規模な災害により市庁舎が被災した場合でも、発生直後からの災害対応業務、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を適切に継続・実施できるよう、業務継続計画を策定している。

【業務継続計画の主な内容】

計画の発動	・防府市災害対策本部長が必要と認めた場合 ・市内に震度6弱以上の地震が発生した場合
対象の非常時優先業務	・非常時優先業務の選定
業務継続のための業務実施体制	・職員の安否確認 ・職員の参集体制 ・指揮命令系統の確立 ・職員の健康管理

業務継続のための執務環境の確保	・庁舎、電力、エレベーター ・通信、情報システム、消耗品等 ・職員のための食料・水・トイレ等
業務継続力の向上	・点検、改善、教育、訓練、マニュアル整備、推進体制

【達成目標】

○大規模災害発生時の業務継続体制等を検討し、非常時に備えた体制整備を図る。

第2項 業務継続マネジメントの推進

業務継続計画を策定した時点では、優先業務を目標時間内に遂行するための対策が記載されているに過ぎず、業務継続の実効力向上のためには、以下のような PDCA サイクルで計画を推進する必要がある。

このため、その中心的な組織として設置している防災対策庁内推進会議において、全庁的な業務継続管理体制を構築し、継続的に計画の検証や改善等を行う業務継続マネジメントの推進により、計画実現に向けた取組を行う。

【業務継続マネジメント運用に向けた主な検討内容】

業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議
業務継続管理	年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画の修正

【達成目標】

○災害時の業務継続や災害対応のため、市（総務部職員班）、消防本部及び上下水道局は、職員用の食料等の確保について検討し、計画的な備蓄を推進する。
 ○防災訓練等において実動訓練を行うことにより、関係班の連携等を確認するとともに、職員の災害対応力の向上を図る。

第4章 消防・救急活動体制の整備

第1節 消防活動体制の整備

主な担当関係部署：消防本部

大規模な災害における消火、救急及び救助体制の充実をはじめ、情報収集、伝達機能の強化、車両、機材等の整備など総合的な消防活動体制の整備を図るとともに、災害時に広域応援体制を迅速に確立するための、緊急消防援助隊をはじめとする応援部隊の受入体制の整備を図る。

また、消防団の活動体制の充実強化及び自主防災組織、自衛消防組織等との連携強化を図る。

現状と課題

災害時の消防活動については、既に防府市警防規程（平成15年防府市消防本部訓令第1号）に規定している。今後は、より円滑かつ的確な消防活動を実施するため、地域特性を踏まえた防御活動計画を策定する必要がある。

なお、災害時の電力確保については、既に消防本部全庁舎で非常用発電設備を設置し、非常用電源を確保している。

基本方針

- 大規模災害発生時の消防体制の強化を目的とした人員の増強、消防団の強化、消防車両及び消防資機材の高度化、消防水利の整備等を計画的に行い、整備充実に努める。
- 県内消防機関や緊急消防援助隊との受援体制の整備に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 消防活動体制の整備

1 消防力の強化

市（消防本部）は、大規模災害発生時には火災の多発及び多数の人命危険が予想されるため、消防力の充実強化及び消防対応力の強化を図る。

なお、消火活動の詳細については、個別災害編（火災対策編）を参照のこと。

（1）消防活動計画の策定

被害想定を踏まえ、地域の実情に即した防御活動計画の策定を図る。

（2）受援体制の整備

緊急消防援助隊や県内広域消防応援隊の応援要請を行った際の受入体制を整備するとともに、関係消防機関との合同訓練等の実施により、連携体制の確保・強化を図る。

（3）消防団の維持・強化

消防団の活動拠点の整備を進めるとともに、機動力や活動態勢の維持・強化を図るため、消

防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車や資機材の整備・更新を行う。

また、消防団への入団の促進、支援の充実に努め、団員の確保・強化を図る。

その他、幹部教育、新入団員教育、普通救命講習などの実施を通じて、市民指導能力の向上を図るとともに、火災防御訓練の実施を通じて実践的な能力の向上を図る。

【達成目標】

○訓練等の実施を通じて、体制の強化を図る。

2 消防施設、装備等の整備

消防活動を迅速かつ的確に行うため、消防施設、装備及び体制の整備を推進する。

(1) 消防署等消防施設・設備の整備

災害時に消防活動機能を確保するため、消防庁舎及び消防分団器庫の耐震性の強化など、施設・設備の整備・維持を計画的に行う。

(2) 消防車両の整備

消防車両の計画的な更新・整備に努める。

(3) 消防装備の整備

資機材等の計画的な更新、災害対応資機材など消防活動の基盤となる装備の充実に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓については、上下水道局の配水管整備事業に合わせて整備を進める。また、防火水槽については、原則として耐震性を有したものとし、効果的な配置を考慮して順次整備するよう努める。

【達成目標】

○大規模災害に備えた施設設備を計画的に整備・更新するとともに、その強化・充実化を図る。

第2節 救急・救助活動体制の整備

主な担当関係部署：消防本部

大規模災害時は、救急・救助を必要とする多数の負傷者の発生が予想されるため、発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救出するための行動をとることにある。

このため、市、県及び防災関係機関が一体となった救急・救助及び搬送活動が、初動期から実施できるよう、体制の確保を図る。

現状と課題

市では、自治会単位による自主防災組織の育成を行っている。

また、消防本部は、一人でも多くの人命を救うため、毎月1回、市民を対象に普通救命講習を実施するとともに、消防団及び市民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を引き続き推進する。

基本方針

○救急・救助体制の強化を目的とした人員の増強、救急救命士や救助隊員の育成、これらの隊員が使用する救急自動車、救助工作車及び救急・救助資機材の高度化を計画的に推進し、隊員の育成、必要な車両の確保及び施設・設備の整備充実に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 救急・救助体制の整備

市は、大規模災害時に多発することが予想される救急・救助要請に対し、迅速かつ的確に対処するため、次の体制の整備・充実に努める。

【救急・救助体制に係る主な対策内容】

連絡体制の整備	情報の収集・分析・連絡等を迅速かつ適切に行うため、情報連絡や災害対応調整等のルール化に努め、必要な通信手段の確保を図る。
広域消防応援体制の整備	県内広域消防相互応援協定等に基づく応援隊等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受援体制についての計画を定める。
救急・救助隊員の増強	大規模災害時に、迅速かつ的確に救急・救助に対応するため、隊員の増強を図る。
救急・救助技術の高度化	救急業務の高度化や都市型救助等の高度救助技術の導入を推進する。
救急・救助用資機材の整備	救急自動車、救助工作車及び救助機材等の整備充実に努める。

【達成目標】

- 救急救命士の養成を継続的に行う。
- 救助隊員の養成を継続的に行う。
- 大規模災害等に対応するため、各機関の協力を得て、定期的に図上訓練や実働訓練を実施する。

第2項 傷病者搬送体制の整備

災害発生時の混乱のなかでも円滑な傷病者搬送を行えるよう、各機関が連携し、搬送体制の整備に努める。

【傷病者搬送体制に係る主な対策内容】

情報連絡体制の整備	◆ 傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の情報の把握が必要となるため、管内医療機関との連絡体制を整備する。
搬送経路、搬送先の検討	◆ 市内の各医療機関について、およその収容可能者数を想定しておく。 ◆ 大規模災害発生時の想定に基づき、負傷者の搬送経路や搬送先などを検討する。
連携体制の確保	◆ 傷病者の迅速な後方医療機関への搬送を行えるよう、緊急道路の管理者である国（国土交通省）、県関係対策部（道路整備課・交通規制課）との連携体制を確保しておく。 ◆ 傷病者の迅速な搬送を行えるよう、搬送経路となる市道の管理者である市（土木都市建設部）との連携体制を確保しておく。
トリアージ・タグの配備	◆ 大規模災害時に傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行い、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグ（様式は県に準じたもの）の配備に努める。

資料編 [医療・保健]

- 2-9-1 救急告示病院
- 2-9-2 災害拠点病院等
- 2-9-3 防府市内の医療関係者の人員調
- 2-9-4 D M A T 及び J M A T やまぐち

【達成目標】

○各機関と連携し、搬送体制の整備に努める。

第5章 医療救護活動体制の整備

第1節 医療救護活動体制の整備

主な担当関係部署：健康増進課、消防本部

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、
山口県看護協会

災害時の迅速な災害医療救護本部の設置、医療救護所の設置及び医療救護班の編成・派遣により、被災地内で早期に応急医療を提供できるよう体制の整備を図る。また、負傷者の発生状況及び医療機関の状況把握のための情報連絡体制や重症者を医療機関に的確に搬送・治療するため、医療機関との連携体制を確立する。

現状と課題

市は、災害時の医療救護活動を速やかに実施するため、医療関係団体等との協議や防府医師会と協定を締結するなど、活動体制の整備を図っている。一方、防府医師会では緊急災害対策班を編成するなど、医療関係機関においても医療救護班等の編成による体制づくりを進めている。今後は、大規模災害時の対応が行えるよう市や関係団体等で協議し、体制の見直し等を検討するなど、災害時医療救護活動体制を強化する必要がある。

基本方針

- 市は、医療救護活動体制を県及び関係機関と調整の上、確立しておく。
- 市は、血液製剤の確保体制について関係機関と協議しておく。

具体的な取組と達成目標

第1項 医療救護活動体制の整備

1 保健センター及び休日診療所の整備

保健センターは、市の災害時医療救護活動及び保健活動の拠点としての整備をするとともに、受援時の医療関係者や応援保健師等の参集予定場所とする。市（保健こども部救護班）は、拠点として活用できるよう応援保健師等や必要な物品等の受入体制等を整備しておく。

また、市（保健こども部救護班）は、災害時に休日診療所を医療救護所として活用できるよう体制等を整備する。

2 災害医療救護本部設置体制の整備

市は、災害時において、被災状況を把握し、災害医療体制を早急に構築するため、災害医療の指揮命令や調整を行う統括及び地域医療活動の継続・復旧を目的とする災害医療救護本部を保健センターに設置する。このため、災害時に本部を迅速に設置できるよう、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と協議し、災害医療救護本部の体制、設置基準等をあらかじめ決

めておく。

なお、市は、防府医師会と協議し、災害医療救護本部において災害時の医療救護活動を円滑に遂行し、市内の医療救護活動等を統括・調整するために助言を行う災害医療コーディネーターを防府医師会所属医師の中から委嘱する。また、災害医療コーディネーターの不在時等において、災害医療救護本部の運営が円滑に遂行できるようあらかじめ医師会等と協議をする。

3 医療救護所の整備

市は、災害時の医療救護活動が迅速に行えるよう、医療救護所の設置体制を整える。災害時の医療救護所は、拠点救護所、現場救護所、医療機関前救護所及び避難所救護所に分けられる。市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と救護所の設置・運営等について協議し、災害時の拠点となる救護所の指定及び体制等の整備を進めるとともに、市民へ周知する。

また、市は、災害の状況により、災害現場や医療機関付近、避難所等に救護所を設置できるよう関係機関で協議する。設置場所は、原則として、避難所、医療機関付近、被災地付近の学校、公民館、寺院、その他公共施設等及び災害現場とする。

資料編 [医療・保健]

- 2-9-5 医療救護所備付物品医療品器具基準表

4 医療救護班による応急医療に関する協力体制の整備

市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と医療救護班の編成、物資・要員の調達等について協議し、災害発生直後から迅速に医療救護班の編成や派遣、DMAT（災害派遣医療チーム）やJMAT（日本医師会災害医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）などの受入れ及び救護所への受入れができるよう、初動医療体制の整備を進める。

なお、防府医師会は災害時に緊急災害対策班の編成ができるよう体制を整備するほか、防府歯科医師会及び防府薬剤師会においても医療活動を円滑に行えるよう、活動体制を整備しておく。

資料編 [医療・保健]

- 2-9-4 DMAT及びJMATやまぐち
- 2-9-6 県立総合医療センターの医療救護班
- 2-9-7 日本赤十字病院救護班
- 2-9-8 防府医師会緊急災害対策班

5 県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備

市は、県、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等との連携体制の強化を図るとともに、市・県は災害時における医療救護活動体制として、以下の事項の整備に努める。

医薬品、医療資機材の備蓄整備	被害想定等を踏まえ、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
医療システムの整備	災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努める。また、システム操作等の訓練を定期的に行う。
災害拠点病院（三田尻病院）における機能の充実	災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実や協定等の締結によりライフラインの維持に努める。
医療機関相互の連携体制の強化	消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の強化を図るとともに、訓練等を通じて、医療機関相互の連携体制の強化を図る。

広域搬送拠点の整備等	広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておく。 広域搬送拠点でのトリアージや救急措置等を行うための場所・設備を整備しておくよう努める。
------------	--

資料編 [医療・保健]

- 2-9-2 災害拠点病院等
- 2-9-3 防府市内の医療関係者の人員調
- 2-9-4 D M A T 及び J M A T やまぐち
- 2-9-9 医療救護班の活動体系

第2項 医薬品・血液製剤等の確保体制の整備

市は、防府薬剤師会と連携し、災害時の薬剤の迅速な供給体制の確保に努める。

また、災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図るとともに、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

第3項 救護に関する普及啓発

市は、市民に対し、災害時の自主救護や市民互助への理解に関する普及啓発を行うとともに、自主防災組織等が行う救護に関する教育訓練等を積極的に支援する。

自主救護に関する普及啓発	災害時の自助・共助の精神での活動の必要性、軽度の傷病に対する応急措置方法、自宅での医薬品の準備などについて、普及啓発を図る。
訓練等を通じた救護活動体制の強化	市民、自主防災組織等の参加による救助・救護活動に関する講習会の開催や訓練の支援を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。
応急手当て技術の習得	県、市、日本赤十字社山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技能研修等への参加を促進し、市民等の応急手当等の実践的能力向上に努める。
常備薬の整備	慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、高齢福祉課が配布している「救急おたすけっと」を持ち出すことを啓発する。

【達成目標】

- 防府医師会等と協議し、災害医療救護本部や医療救護所のマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練等の実施により、災害時の医療救護活動体制の強化を図る。

第6章 緊急輸送活動体制の整備

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

主な担当関係部署：道路課、農林水産振興課、保険年金課（物資輸送班）、福祉総務課、生活支援課、防災危機管理課、消防本部、スポーツ振興課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、陸上自衛隊、県、防府土木建築事務所、防府警察署、西日本高速道路㈱

災害時の救急搬送や物資輸送等の緊急輸送が円滑かつ確実にできるよう、道路機能の確保とともに、緊急輸送ネットワークとしての多重化や代替性を確保する。

また、被災者の救護や救済のための大量の物資等の輸送を円滑に実施できるよう、物資集配拠点の整備や体制の強化等、円滑な緊急輸送体制の整備を図る。

現状と課題

市内の輸送拠点としては、防府市公設青果物地方卸売市場を指定している。また、防府高校、佐波小学校、桑山中学校等を臨時ヘリポートとして使用する。引き続き、災害状況に応じた拠点の整備や、効果的な物資集配の拠点の整備、体制の強化等を進める。

基本方針

- 緊急輸送ネットワークの形成、強化に向け、民間事業者等関係機関の連携の推進を図る。
- 道路啓開に関連する事業者との協定の締結を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

1 輸送施設、拠点等の指定及び周知

(1) 輸送施設、拠点等の指定

県は、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸・海・空の交通手段を活用するため、以下の路線等を対象に緊急輸送道路等の道路施設を指定し、緊急輸送ネットワークの整備を進めている。

- ◆ 県庁や近隣市町と市役所を結ぶ主要幹線道路
- ◆ 高速自動車道、一般国道とこれにアクセスする幹線的な道路
- ◆ 主要施設（港湾（漁港）、災害拠点病院等）、警察署、消防本部、消防署及び自衛隊基地（駐屯地）を結ぶ道路
- ◆ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路
- ◆ その他主要な道路

市は、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送拠点として防府市公設青果物地方卸売市場を指定している。また、県が三田尻中関港築地第4号岸壁を広域輸送基地と指定していることから、市においても県に準じて、潮彩市場防府を含めた周辺緑地を広域輸送基地を補完する区域と定め、輸送物資の一時保管場所として利用するほか防災施設の整備を行うことにより物資の備蓄及び大規模災害時における臨時的な避難スペースとしての機能をもたせる。

輸送施設及び輸送拠点の指定・見直しに当たっては、災害に対する安全性を考慮しつつ、県及び防災関係機関と協議の上、多重化や代替性の確保を図る。

市は、県が指定する緊急輸送道路と物資輸送のために市の防災拠点（小・中学校等の避難所、輸送拠点等）とを結ぶ市道の整備に努める。

資料編 [輸送]

- 2-10-1 県の措置による輸送施設、輸送拠点等の指定事項

【達成目標】

○防府北基地東道路等の整備を進める。

(2) 代替輸送拠点の検討

市は、市内の輸送ネットワークの状況を踏まえ、民間事業者等との協議を進める中で民間倉庫等の活用なども検討し、必要に応じて輸送拠点を見直す。

また、災害の状況により、防府市公設青果物地方卸売市場を拠点として使用しない場合も考えられるため、代替候補地を事前に選定するよう努める。

(3) 輸送拠点等の指定の周知

あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておくとともに、災害時の活用について、広報紙等を活用して関係機関・市民等に周知を図る。

2 輸送拠点の整備

輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、耐震化や浸水防止等、災害に対する安全性の確保に配慮する。緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努める。

なお、災害時の円滑な利用に向け、通信機器等の機材を備蓄するよう努める。

また、輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 物資集配体制の整備

災害発生時に生活物資・食料等の物資を効率的に配分するため、物資の在庫管理・入出庫・配送を一元的に行う物資集配の体制を整備する。

なお、物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、ノウハウを有する民間運送事業者との協定等を通じて、連携体制の確保に努める。

4 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの確保

市は、災害時の対応に備え、市内に災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）予定地

を確保している。今後必要により予定地の確保に努める。

(2) 臨時ヘリポートの選定

消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長は県（防災危機管理課）と協議して定める。また、自衛隊ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長は県（防災危機管理課）経由により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し現地調査のうえ定める。

なお、臨時ヘリポートの選定条件及び予定地については、資料編のとおりとする。

資料編 [輸送]

- 2-10-2 臨時ヘリポートの選定条件
- 2-10-3 臨時ヘリポート予定地

【達成目標】

- 物資の輸送・配送等について、民間事業者等と協議し、連携体制を構築する。
- 防府市公設青果物地方卸売市場の施設・設備や災害時の輸送拠点としての体制の確認や民間倉庫等の活用を含めた輸送体制・輸送拠点の見直し等をし、輸送拠点の体制強化を図る。

第2項 道路交通管理体制の整備

道路管理者は、災害時の円滑な通行の確保に向けて、以下の対策を推進する。

1 関係者間の連絡体制の整備

警察、消防その他の防災拠点に当たる各施設の施設管理者等関係者と協議のもと、災害時に関係者間で迅速な情報共有と円滑な連絡を行うための連絡体制を整備するとともに、情報受伝達手段の拡充に努める。

2 緊急交通路指定時情報の伝達体制の整備

災害時に県警察本部により緊急交通路が指定され、緊急通行車両以外の車両に対し交通規制がかけられた場合に、迅速に市本部各対策部や関係機関へ伝達し、市民へ周知を図られるよう体制の整備に努める。

3 通行規制実施体制の整備

県警察本部等関係機関と協議の上、災害時に円滑な通行規制を行うための連携体制を整備する。

また、災害時の通行規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

4 道路交通関連施設・設備の安全性の確保

標識、道路照明灯等の道路交通関連施設の安全性の確保を図る。

【達成目標】

- 道路照明灯等の点検調査を行い、施設の安全性確保を図る。

第3項 道路啓開体制の整備

1 道路啓開体制の整備

市は、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、関係団体等との間であらかじめ協定を締結するなど体制の整備を図る。特に県指定緊急輸送道路として市道が指定されている箇所については、防府土木建築事務所と啓開体制について協議しておく。

また、道路啓開を迅速に行い早期の輸送ネットワークを確保するため、関係機関と協議の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する。

2 啓開対象道路の事前周知

市は、緊急に啓開すべき道路と定める以下の道路について、災害時に他の道路に優先して啓開するよう、建設業者等に対し、あらかじめ周知しておく。

- ◆ 県指定緊急輸送道路と市の防災拠点を結ぶ市道
- ◆ 災害対策本部の設置場所となる市本庁舎、物資の輸送拠点となる防府市公設青果物地方卸売市場、ヘリポートのほか、他市町、避難所、主要な病院等を結ぶ道路

3 道路啓開に必要な資機材の整備

市は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業者等を通じて使用できる建設機械等、必要な資機材確保に努める。

【達成目標】

○各地の拠点を結んでの情報処理訓練を実施し、拠点の整備状況の検証を行う。

第2節 緊急輸送体制の整備

主な担当関係部署：行政管理課

主な担当関係機関：運送事業者

大規模災害時に発生する輸送需要に対し、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、輸送体制を整備し、災害時の輸送力の確保に向けた体制の強化を図る。

現状と課題

市は、所有又は使用する車両（以下「公用車」という。）のうちから広報装置付車両、4輪駆動車やマイクロバス等の車両を市の緊急輸送車両等に指定し、災害予防時や災害時に各部署において必要に応じて使用している。これらの車両は、平常時に、公用車として使用しているため、災害発生時に迅速かつ、正常に使用できる環境の確保が課題となる。

また、大規模災害発生時には公用車のみでは対応が困難であることも予測されるため、緊急輸送車両等の絶対数確保が課題となる。

基本方針

○緊急輸送車両等の確保に向け、市と運送事業者等との連携強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 緊急輸送体制の整備

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、緊急輸送体制を整備する。

なお、物資の輸送拠点における業務、物資の輸送拠点としての輸送事業者等の施設の活用などについても、あらかじめ協議し、運送事業者等の活用により円滑な緊急輸送を行うための体制の整備に努める。

【達成目標】

○運送事業者等との緊急輸送車両等の確保に係る協定を締結する。

第2項 資機材・燃料等の整備

市は、平素から緊急輸送に必要な資機材の備蓄を行うとともに、運送事業者等との協定を締結するなどして、災害時に運送業者等を通じて緊急輸送に必要な資機材等を確保できるよう、体制を整備する。

また、発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

【達成目標】

○運送事業者等との災害時の資機材調達等に係る協定を締結する。

第3項 緊急通行車両の届出等

災害時に緊急通行車両として使用する予定の車両については、県公安委員会への緊急通行車両標章交付のための事前届出を推進する。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

【達成目標】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○各車両所管課は、緊急通行車両等の事前届出をし、届出済証の交付を受ける。○緊急通行車両確認証の届け出の実施状況を毎年4月に更新する。 |
|---|

第7章 避難体制の整備

第1節 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第56条、60条、61条の2

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、障害福祉課、高齢福祉課

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命及び身体の安全を確保するためには的確な避難行動が不可欠である。

市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）、災害発生情報の発令及び伝達体制等の整備を図る。

現状と課題

令和3年の災対法の改正により、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）について「避難指示」に一本化されたことから、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令する。また、災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけられた。

そのほか、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は名称が長く、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくかったことから、「高齢者等避難」に見直された。

今後も引き続き、避難場所への移動時間を考慮した迅速な判断による避難指示等の発令と伝達ができるよう体制整備に努めるとともに、避難指示においては立退き避難を原則としながらも、発災の状況により立退き避難が危険な場合は、屋内での待機等の安全確保を適切に呼びかけていく必要がある。

基本方針

- 災害事象別に避難指示等が発令する判断基準や伝達事項、伝達方法等について「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に取まとめ、避難指示等判断基準・伝達マニュアルを整備する。また、毎年見直しを検討し、必要に応じて適宜修正する。
- 放送事業者と連携し、災害時の避難指示等の伝達体制の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難指示等の判断基準の整備

市は、災害事象ごとの避難種別に応じて発令を行う判断基準及び発令後に市民に求める行動の目安を定める。また、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等の気象・災害関連の専門機関に対して適切な助言を求めることができるよう、あらかじめ連絡窓口の整備等を行う。

資料編 [避難指示等]

- 2-11-1 避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）
- 2-11-2 避難指示等の判断基準
- 2-11-3 避難指示等の判断の際に助言を求めることのできる主な専門機関

【達成目標】

- 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に、避難指示等の判断・伝達マニュアルを速やかに改訂し、避難指示等の伝達体制等を整備する。
- 毎年、避難指示の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。

第2項 避難指示等の伝達に係る必要事項の整備

1 避難指示等の伝達内容の整備と周知

市は、避難指示等の発令に当たり正確な情報が迅速に伝わるよう、避難が必要な理由、対象地域の範囲、時期、求められる避難行動等の必要な伝達事項をあらかじめ定めるとともに、避難指示等の判断・伝達のマニュアルとして整備する。

また、避難指示等の対象となる避難行動として、地域の状況に応じて、災害が発生するおそれが高くて高い状況等を踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急避難も避難であり、実際に災害が発生していることを把握した場合には、可能な範囲で命を守る最善の行動をとる必要があることを、市民に対しあらかじめ周知するなど普及啓発する。

2 要配慮者の特性に配慮した避難情報の伝達

災害の恐れがある場合に、市は、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、災害事象ごとに、避難すべき区域や伝達事項、伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを整備する。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。

【達成目標】

- 災害事象に応じた的確な発令が迅速に伝達できるよう、避難指示等判断基準・伝達マニュアルに反映する。

第3項 避難指示等の伝達手段の整備

市は、避難指示等を発令した際の伝達手段等を定め、確実に運用するための体制を整備する。その際、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や視聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についても定めておく。

また、地域住民に周知徹底するため、市による伝達だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

【達成目標】

- 迅速、確実に伝達するため、市民のおかれた状況に配慮した様々な伝達手段を確保する。
- 土砂災害警戒区域内や洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、津波災害警戒区域内の避難促進施設との連絡体制を毎年確認し、災害時の情報伝達体制を整える。
- 防災ラジオの更なる普及に努める。
- 聴覚障害者等の要配慮者に対しては、広報伝達を確保するため、各団体と協議し、伝達手段について取り決める。

第2節 避難体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、水防法第14条、第15条、第15条の3
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条、
第7条、第8条、第9条、
津波防災地域づくりに関する法律第53条、第54条、第55条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、河川港湾課、高齢福祉課、障害福祉課、
子育て推進課、子ども相談支援課、健康増進課、教育委員会（学校教育課）、
消防本部、上下水道局

主な担当関係機関 : 医療機関、私立学校、県立学校、幼稚園、福祉関係施設

災害時に迅速かつ安全に避難するため、地域や事業所ごとに避難体制や避難経路等をあらかじめ定め、地域住民相互の連携による避難体制を整備するとともに、日頃から市民に対し避難場所や避難路、避難方法等について周知徹底を図る。

なお、避難体制の検討に当たっては、要配慮者に配慮するよう努める。

また、的確な避難誘導・避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携した訓練等の実施を通じて避難体制を確立する。

現状と課題

市では、自主防災組織、自治会、事業所等が行う自主防災活動への支援や、消防の査察・指導を通じ、避難体制の強化を図っているが、「屋内での待機等の安全確保（垂直避難）」についての周知等は今後の課題になっている。

また、災害に備えて取り組まれている避難訓練について、市内小・中学校では、火災を想定した避難訓練を全ての学校で実施しており、地震・浸水等の災害を想定した避難訓練についても、多くの学校で実施している。今後は、地域と連携した災害対応訓練が必要である。

基本方針

- 早期避難につながるよう、災害を想定した避難訓練を継続して確実に実施する。
- 防災マップ等の配布等により、土砂災害警戒区域等を啓発する。
- 学校や福祉施設等において、避難計画（避難マニュアル）を整備し、訓練を実施する。
- 広域避難の対応ができるよう、あらかじめ備えておく。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難体制の整備

円滑かつ安全な避難が確実に実施されるよう、避難の際に配慮が必要な者の特性を十分に考慮し、関係者等と調整の上、あらかじめ次の事項について定め、避難の体制を整備しておく。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。

◆ 誘導責任者及び協力者の選定

- ◆ 避難経路の選定
- ◆ 避難の順位の設定
- ◆ 避難時の主な携帯品の設定

資料編「避難体制」

● 2-12-1 主な避難誘導体制の整備事項

【達成目標】

- 自治会、自主防災組織等に対し、避難誘導への協力を求めるとともに、自主防災組織等の避難計画や活動マニュアル等に避難体制等を明記する。
- 防災マップ等や市広報、出前講座などで、地域住民に対し、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難経路等を確認し、災害に備えるよう啓発することで、避難についての防災意識を向上させる。
- 自主防災組織と連携し、避難行動要支援者を含めた要配慮者の避難訓練等を実施することにより、避難支援体制の構築を図る。

第2項 特別な区域における避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、基礎調査の結果を公表するとともに区域を明示するため、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定している。

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備を行う。
土砂災害特別警戒区域	警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。

市は、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める（土砂災害防止法第8条）。

- ◆ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ◆ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ◆ 防災第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ◆ 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料編に記載）
- ◆ 救助に関する事項
- ◆ 上記に掲げるもののほか、警戒区域内における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ◆ 警戒区域内における警戒避難体制の整備（要配慮者利用施設を含む）

◆ 住民等への周知

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

- (1) 市防災会議は、上記の規定により市防災計画において上記に掲げる警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めるときは、当該市防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。
- (2) 市は、市防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- (3) 市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水の浸水のおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。
- (4) 上記(3)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(3)の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- (5) 市は、上記(3)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記(3)の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- (6) 市は、上記(5)の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (7) 上記(3)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(3)の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記(3)の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市に報告しなければならない。
- (8) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために助言等を行う。

資料編 [避難体制]

- 2-12-2 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

資料編 [災害危険区域]

- 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧

資料編 [要配慮者関係]

- 2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

【達成目標】

- 市民に防災マップ（土砂災害編）を配布し、土砂災害時の情報伝達方法、急傾斜地での避難場所、その他警戒区域における警戒避難の確保等について周知を図る。
- 各公民館や郵便局等に防災マップ（土砂災害編）を掲示し、市民への周知を図る。

2 洪水浸水想定区域

市は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項（県知事においては第11条第1項）若しくは第13条第1項（県知事においては同条第2項）の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定された洪水予報河川若しくは水位周知河川における浸水想定区域ごとに、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、次の事項を定める（水防法第15条）。

- ◆ 洪水予報等の伝達方法
- ◆ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
- ◆ 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ◆ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（資料編に記載）
- ◆ 住民等への周知

- (1) 市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水の浸水のおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。
- (2) 上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(1)の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- (3) 市は、上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記(1)の計画を作成していない場合において、洪水の浸水のおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- (4) 市は、上記(3)の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (5) 上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(1)の計画で定めるところにより、洪水の浸水のおそれがある場合における上記(1)の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市に報告しなければならない。
- (6) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために助言等を行う。

資料編 [避難体制]

- 2-12-3 洪水浸水想定区域における避難体制の整備

資料編 [要配慮者関係]

- 2-14-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）

● 2-14-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川、柳川）

【達成目標】

○市民に防災マップ等を配布し、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時における警戒避難の確保等について周知を図る。

3 雨水出水浸水想定区域

水防法第13条の2の規定に基づき、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがある地下街等が発達している区域等に存する公共下水道等の排水施設等として市長が指定したものにおいて、想定し得る最大規模の降雨により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域のことであり、当該区域が指定された場合は、2と同様の事項を定める。

4 高潮浸水想定区域

水防法第13条の3の規定に基づき、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして県知事が指定した海岸（水位周知海岸）において、想定し得る最大規模の高潮した場合に浸水が想定される区域のことであり、当該区域が指定された場合は、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、次の事項を定める（水防法第15条）。

- ◆ 高潮予報等の伝達方法
- ◆ 避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
- ◆ 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ◆ 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（資料編に記載）
- ◆ 住民等への周知

資料編 [避難体制]

● 2-12-5 高潮浸水想定区域における避難体制の整備

資料編 [要配慮者関係]

● 2-14-5 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

【達成目標】

○市民に防災マップ、防災ファイル等を配布し、洪水・高潮予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水・高潮時における警戒避難の確保等について周知を図る。

5 津波災害警戒区域

市は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条の規定に基づき、平成27年3月24日に県知事により指定された津波災害警戒区域について、津波浸水区域や津波災害警戒区域を示した防災マップや避難場所等及び避難路の周知に努める。また、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める。

- ◆ 津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

- ◆ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
- ◆ 津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があると認められる施設（避難促進施設）への津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- ◆ 住民等への周知

資料編 [要配慮者関係]

- 2-14-4 津波災害警戒区域内の避難促進施設

資料編 [避難体制]

- 2-12-4 津波災害警戒区域における避難体制の整備

【達成目標】

- 市民に防災マップ、防災ファイル等を配布し、津波災害時の情報伝達方法、避難や避難場所等についての周知を図る。
- 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに、訓練等により津波災害に備えた避難体制を構築する。

第3項 学校その他防災上重要な施設の避難計画の整備

学校、病院その他多数の者を収容する施設、福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市、県、防災関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画（避難マニュアル）を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するよう対策を行う。

学校及び幼児教育施設	◆ それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導方法の設定 ◆ 指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項の設定
病院	◆ 患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項の設定 ◆ 施設間の協定締結の推進
福祉関係施設	◆ 入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項の設定 ◆ 施設間の協定締結の推進
その他防災上重要な施設	◆ 避難場所、経路、誘導責任者、指示伝達方法等に関する事項

【達成目標】

- 社会福祉施設、学校、医療施設（有床施設のみ）等に対し、避難計画（避難マニュアル）の策定状況を確認するとともに、訓練等の実施を踏まえ、必要に応じて避難計画（避難マニュアル）の見直しをするよう啓発する。

第4項 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結を進めるとともに、広域避難における居住者及び広域一時滞在における被災住民（以下、広域避難者という。）が円滑に移動できるよう、運送事業者等との協定の締結を図る。

また、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、避難場所等での生活が極めて困難な要配慮者については、あらかじめ、公的宿泊施設や公営住宅、社会福祉施設等に対し、協力を要請し、連携体制を整備しておく。また、市有施設の中から、あらかじめ広域避難者受入れ可能な施設を把握しておく。

また、その他必要事項については、県及び近隣市町と平素から協議しておく。

【達成目標】

○運送事業者等と広域避難者の移動に関する協議をし、協定の締結等災害時に備えた体制を構築する

第3節 避難場所等の指定及び整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、第49条の4、第49条の7

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て推進課、
こども相談支援課、健康増進課、福祉総務課、生活支援課、
教育委員会（学校教育課・教育総務課・生涯学習課）

市は、地震・津波・洪水・高潮・土砂災害等による被害のおそれのある地域の住民に、日常から指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）並びに避難路を周知し、個人の避難行動が容易となるよう啓発する。

また、避難場所等の指定については、あらかじめ施設管理者の同意を得た上で指定する。

現状と課題

本市では、避難場所等については、公民館、小・中学校、福祉センター等を中心に災対法の基準等に基づき、指定をしている。今後は、地域ごとのバランスを考慮するなど、引き続き避難場所等の指定を推進していく必要がある。併せて、社会福祉施設等との協議を進め、避難生活に特別な配慮が必要となる者（高齢者、障害者、妊産婦など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者）が一定期間避難する福祉避難所の指定を推進する必要がある。

基本方針

- 災害の状況や地域の実情に合わせた、適正な避難場所等の指定を行う。
- 福祉避難所の指定を行うとともに、円滑な開設、運営等が可能となるよう環境を整備する。
- 男女共同参画の視点や要配慮者への配慮、感染症対策等を反映した避難所運営マニュアルを整備するとともに、開設・運営訓練等を実施する。
- 避難場所等における避難生活を支援するため、通信機器等の通信手段の確保や、避難場所等ごとの食料、飲料水、生活必需品、暖房等の備蓄を整備する。
- 甚大な災害等により避難生活が中長期に及ぶことも想定し、指定避難所ごとに食料、飲料水等の備蓄を推進する。なお、女性、乳幼児、高齢者等に配慮したものとする。
- 地区一時避難場所と市との連絡体制などをマニュアル化しておく。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難場所等の指定及び周知

1 避難場所等の指定

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

市は、災害の種類ごとに、切迫した災害の危険から逃れるため一時的に収容し、保護する施設として指定緊急避難場所を、また、被災者を一時的に滞在させ被災者の生活の場とするための施設として指定避難所を、それぞれ指定する。その際、警戒区域外の施設を指定するものとする。

避難場所等の対象地域の分けは、自治会や小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄

道、河川等を横断しないよう留意し、各地域住民の歩行距離や危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。

なお、避難人口は、夜間人口を想定する。

また、避難場所等の指定の際には、他の市町村からの被災者受入れも想定し、受入施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

資料編 [避難場所等]

- 2-15-1 避難場所等の指定基準等
- 2-15-2 避難場所等

(2) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の避難スペースでは生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所としての福祉避難所の指定を進め、協定の締結に努める。

なお、福祉避難所の指定については、第8章第3節第2項「福祉避難所の指定等」を参照のこと。

(3) 孤立が予想される地域の避難施設の検討

市は、離島や災害の状況により孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく。

(4) 地区一時避難場所の整備

市は、市が指定する指定緊急避難場所までは遠いなどの理由から、まずは近くで安全を確保するために自治会や自主防災組織等が定める一時的な避難場所（以下「地区一時避難場所」という。）の届出等についてルールを定めるとともに、自主的な避難時や市災害対策本部設置時における市との連絡体制等について、マニュアル等を整備する。

(5) ホテル・旅館の活用

感染症対策について、感染患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災部局と保健部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討しておく。

2 避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の種類や位置、避難に関する事項などを、次の方法等により市民等へ周知する。

- ◆ 市広報等への掲載
- ◆ 市ホームページへの掲載
- ◆ 防災マップ等への掲載
- ◆ 説明会の開催
- ◆ 出前講座等の際に周知

なお、災害時に、避難場所等の周知が迅速かつ確に行えるよう、あらかじめ広報体制を整備する。また、市民への広報体制については、第3章第2節第3項を参照のこと。

【達成目標】

- 自治会や自主防災組織等に対し、避難場所等についての説明会等を開催するとともに、地区一時避難場所の指定などを積極的に促す。
- 避難場所等を市民に周知するため、市広報、防災マップ等、防災出前講座等により啓発する。
- 市は、地区一時避難場所開設時の市との連絡体制や市災害対策本部設置時の対応などのマ

ニュアルを作成し、地区一時避難場所届出自治会等に配布する。

第2項 避難場所等の運営管理体制の整備

1 避難場所等となる施設管理者との事前協議

避難場所等の施設管理者とあらかじめ協議し、利用可能スペースの設定等、使用に当たっての協定等を取り交わしておくとともに、災害発生に備え、連絡方法及び連絡事項について定めておく。また、管理責任者をあらかじめ決めておく。

指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

2 避難場所等の整備

市は、災害時の避難場所等の機能を確保するため、施設管理者と連携して、施設・設備についての整備計画を策定し、計画的に整備を進める。

施設・設備の整備においては、男女共同参画の視点での対策の検討や、要配慮者の特性を十分に考慮した対策となるよう配慮する。

安全確保の対策	◆ 防火対策、耐震対策、落下・転倒対策、浸水対策等
環境の整備	◆ 空調、照明、防音等 ◆ 電源・燃料の多重化、非常用電源の配備等
施設・設備の整備	◆ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、ガス設備、マット、簡易ベッド、パーテーション等
情報機器等の整備	◆ 通信機器、テレビ、ラジオ、パソコン、情報 LAN 等

3 避難場所等台帳（カルテ）の整備

市は、選定した避難場所等について、あらかじめ指定条件、収容人数、建物図面、位置図等所要事項を記載した台帳（カルテ）を整備しておく。

4 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難場所等の円滑な開設・運営をするとともに、男女共同参画の視点、感染症対策、女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営等をするため、避難場所等の開設や運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を作成している。今後は、国・県の指針等の見直しや訓練の課題などを踏まえ、適宜見直しを検討する。

なお、福祉避難所についても施設管理者主体向けの福祉避難所運営マニュアルを作成している。

5 避難所運営体制の整備

市は、地域団体、施設管理者と連携し、避難所運営マニュアルに基づいた訓練等を行い、随時見直しを図るなど、平常時から避難所の開設・運営体制の整備に努める。

6 指定避難所における備蓄対策の推進

(1) 備蓄計画の策定

食料品・飲料水等や常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、使い捨て手袋、キャップ

等衛生用品、炊き出し用具、毛布等の生活必需品などのうち、避難生活に必要な物資として市が備蓄する品目等を定めた備蓄計画を策定し、随時更新を図る。この際、男女共同参画の視点や、要配慮者の特性に十分考慮した計画となるよう配慮する。

(2) 備蓄場所の整備

小・中学校及び公民館、福祉センターの避難場所等において、防災倉庫を活用し、避難場所等開設時に必要な物品や生活用品等を中心に備蓄を計画的に推進する。併せて家庭や事業所等における備蓄を促していく。

なお、食料・飲料水等については保管状態も考慮し、空き教室や倉庫などの備蓄場所を確保するなど、備蓄環境を整える。

また、物資の供給体制についての詳細は、第10章を参照のこと。

(3) 家庭等の備蓄の推進

家庭や事業所に対し、最低限3日分の食料、飲料水等（ペット等がいる家庭はペット用の餌等も）の備蓄の推進を啓発する。

【達成目標】

- 避難所運営マニュアルに基づき、地域団体主体の避難所開設・運営訓練を実施し、体制づくり等を進める。
- 福祉避難所運営マニュアルを基に、毎年1回、施設研修会、模擬訓練等を開催し、開設・運営の体制づくりをする。
- 各小・中学校における食料・飲料水等の備蓄場所の検討を進め、備蓄計画に反映させる。
- 防災ファイル、市広報、出前講座等を通じて、各家庭や事業所に対し、最低限3日分の食料、飲料水等（ペット等がいる家庭はペット用の餌等も）の備蓄をすることについて啓発する。

第8章 要配慮者のための環境整備

第1節 要配慮者支援体制の整備

主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、福祉総務課、生活支援課、健康増進課、文化振興課、防災危機管理課、消防本部、地域振興課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、中央児童相談所

要配慮者は、災害発生時にはその行動等に多くの困難が伴い、さらに避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要となる。

要配慮者の特性を十分考慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備するため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、福祉避難所の確保対策等を推進する。

現状と課題

市内の社会福祉施設の中には、土砂災害警戒区域内や浸水警戒区域内にあるものもあり、災害時における避難等のマニュアル整備や実地訓練等が必要である。

また、在宅要配慮者への対応については、自主防災を基本とし、本人や家族でできることは本人や家族で、地域でできることは地域で、それでもできないことは行政が担うという原則ではあるものの、要配慮者は周囲の人の支援が必要なことが多くあり、また、支援の程度は千差万別であることから、家族、地域、関係団体及び行政が緊密に連携して支援していくことが重要となる。今後は、要配慮者の個人の特徴を支援者が把握した上で支援体制を構築する必要がある。

基本方針

- 社会福祉施設間においては、災害時の相互協力体制の整備を支援する。
- 関係機関と連携し、在宅要配慮者を支援する体制を構築する。

具体的な取組と達成目標

第1項 施設における要配慮者支援体制の整備

1 施設における要配慮者の支援に係る連携・協力体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者に対し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る体制の整備等、次のような取組の実施に努めるよう指導する。

計画策定等体制の整備	◆ 職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成する。 ◆ 夜間や休日における消防機関等への緊急通報や入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
普及啓発・訓練	◆ 市、施設相互間、自主防災組織、近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努め、防災意識の高揚を図る。 ◆ 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。
危険地域の施設の対策	◆ 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮し、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等の対策を進める。

また、市は、施設と自治会や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を支援するため、防災共助マップ作成等の研修・訓練の実施支援、協力の呼びかけや連絡協議会の設置など、各種調整を行う。

2 施設・設備等の整備

市は、要配慮者利用施設の耐震化や、土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設の土砂災害防止等の安全化対策を進める。また、社会福祉施設、病院等の管理者に対し、災害時も入所・入院者等へのサービスを継続し、緊急受入れにも対応できるよう、施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備等の対策を指導する。

安全化対策	◆ 施設・設備の耐震、土砂災害防止等の安全化対策を進める。
備蓄の整備	◆ 食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄に努める。 ◆ 災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対する緊急受入その他のサービスを実施するため、救急用の資材や救急薬品、生活支援のための物資の備蓄に努める。
設備等の整備	◆ 消防機関等への緊急通報設備や入所・入院者の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。

3 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者利用施設への災害情報の確実な伝達に向け、同報系防災行政無線、防災ラジオ、データ放送、LINE 及び市メールサービスの配信などの情報伝達手段の整備を進める。特に、土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設に対し迅速な情報伝達が行えるよう、情報伝達体制の強化に努める。

また、施設との交信手段の取り決め等、各施設と市との連絡体制の整備を図る。

【達成目標】

○災害時における施設間の相互協力を促進するため、社会福祉施設間や病院間における相互協力協定の締結を促進する。

第2項 地域における要配慮者支援体制の整備

1 要配慮者の事前把握

市は、災害時に特段の配慮を必要とする要配慮者の事前把握に努める。

また、要配慮者の特性に応じた必要な支援内容の把握に努めるとともに、避難に際しての支援の必要性や地域の特性を考慮した把握を進める。

2 在宅の要配慮者の支援に係る協力体制の整備

市は、在宅の要配慮者に対する情報伝達、避難誘導、救助、見守り活動等の支援を確実かつ円滑に実施するため、次の事項に留意して、体制の整備に努める。

- ◆ 社会福祉協議会、ボランティア等との連携体制の整備・強化を図る。
- ◆ 地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導、救出・救護の実施、協力等が行える体制の整備に努める。
- ◆ 洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難については、迅速な避難誘導等の協力が得られるよう、地域住民、自主防災組織等と連携した支援体制の整備に努める。

3 要配慮者の特性に配慮した情報伝達体制の整備

市は、次の事項に留意し、情報伝達体制の強化に努める。

- ◆ 迅速な避難を支援するため、同報系防災行政無線、市メールサービス、LINE、FAX、電話、防災ラジオ、データ放送等により要配慮者の特性に配慮した様々な形態による防災情報伝達手段の整備に努める。
- ◆ 災害救助や要配慮者に対する支援業務を適切に行うため、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
- ◆ 山口健康福祉センター、中央児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。
- ◆ 避難行動に時間を要する要配慮者に対し、早めの段階で避難行動の開始を求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定をする。

4 要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発

市は、要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発に努める。

住民に対する普及啓発	◆ 高齢者、障害者及びその家族等に対し、以下の事項等を分かりやすい広報資料、パンフレット等により広報する。 ・ 災害の基礎知識 ・ 災害発生時の避難行動及び安否確認方法 ・ 消火器の設置 ・ 住宅用火災警報器の設置 ・ 家具の転倒防止措置等
地域における普及啓発	◆ 地域における要配慮者支援の取組を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。
施設管理者に対する普及啓発	◆ 施設の職員や入所者に対し、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施する等の防災活動への支援を行う。

外国人に対する 普及啓発	◆ 災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの配布を行う。 ◆ 県が新たに開設した多言語コールセンターや、災害時に（公財）山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターについて啓発する。
-----------------	--

5 防災機器等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう、緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用防災警報器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、耳や言葉の不自由な方が緊急時に通報できる「Net119」の普及・啓発をし、さらに聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

【達成目標】

○各地区の自主防災組織等と連携し避難訓練を実施することで、要配慮者への具体的な支援内容を確認する。

第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法 第49条の10、第49条の14
防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例 第4条、第5条

主な担当関係部署 : 高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、福祉総務課、
生活支援課、健康増進課、防災危機管理課

主な担当関係機関 : 山口健康福祉センター

市は、在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、その生命又は身体を災害から保護するために必要な避難の支援、安否の確認その他の措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、要配慮者避難支援ガイドラインを作成する。また、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携し、避難支援体制を構築する。

現状と課題

市では、避難行動要支援者の把握に努め、名簿の作成及び管理に取り組んでおり、災対法に基づき、避難支援等関係者へ提供する名簿を作成している。

この名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、避難支援等関係者との連携のもと、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する必要がある。

基本方針

- 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の特徴や状況把握を行い、要配慮者避難支援ガイドラインを作成する。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への周知を図る。
- 避難支援等関係者との連携のもとに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努める。

資料編 [条例等]

- 2-4-4 平常時における防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例

具体的な取組と達成目標

第1項 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者名簿へ登録する要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

2 全体計画の作成

市は、地域における避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の迅速な避難を支援するため、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の下に、平常時からの情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、円滑な避難支援に向けた連絡・連携体制の整備等を詳細に規定した要配慮者避難支援ガイドラインを作成する。

3 避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

要介護者	◆ 要介護3～5の認定を受けている者 ◆ 要介護1、2の認定を受けている者で本人等から申し出のあった者
障害者	◆ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 ◆ 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者 ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ◆ 障害を理由とする公的年金の1級を受けている者 ◆ 特別児童扶養手当の1級又は特別障害者手当を受けている者
難病患者	◆ 特定医療費（指定難病）受給者のうち、「人工呼吸器装着者」の認定を受けている者 ◆ 小児慢性特定疾患医療受給者のうち、「人工呼吸器装着者」の認定を受けている者
その他	◆ 乳幼児で保護者等から申し出のあった者 ◆ 妊産婦で本人等から申し出のあった者 ◆ 外国人で本人等から申し出のあった者 ◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要があると認めた者で本人等から申し出のあったもの

4 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の対象範囲に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

◆ 氏名 ◆ 生年月日 ◆ 性別 ◆ 住所又は居所 ◆ 電話番号その他の連絡先 ◆ 避難支援等を必要とする事由 ◆ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
--

5 避難行動要支援者名簿の更新及び情報管理

市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。また、避難行動要支援者の避難支援に必要となる事項に変化が生じた時は速やかに更新し、その情報を市及び関係者間で共有する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿管理の際は、データベース化やバックアップなど適切な管理を行えるよう整備を図るとともに、災害時の停電を考慮し、安全に配慮した紙媒体で保管するなど名簿情報の適切な管理に努める。

6 個別避難計画の作成

市は、迅速で円滑な避難を実現するため、要配慮者避難支援ガイドラインを基に避難支援等関係者との連携を図り、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに次に掲げる事項を定めた個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りではない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るよう努めるものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- | |
|---|
| ◆ 災害時に避難支援等を行う者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先 |
| ◆ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 |
| ◆ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

7 申し出がない要配慮者への支援

避難行動要支援者名簿への登載の申し出がない妊産婦や乳幼児等は短期間で状態が変化し人の入れ替わりが頻繁で、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられることから、その事前把握の方法を検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等の実施など、安全確保対策を検討する。

【達成目標】

- | |
|--|
| ○避難行動要支援者の把握のため、避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新するとともに、災害時に備えデータのバックアップ等の整備をする。 |
|--|

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得た上で、事前に避難行動要支援者名簿の提供を行い、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図る。

なお、防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例（平成26年防府市条例第32号）に基づき、名簿情報の提供について拒否の申し出をした者以外の避難行動要支援者名簿の提供をするものとする。

避難支援等関係者	◆ 防府市消防本部 ◆ 防府警察署 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者
----------	---

8 災害発生時における避難行動要支援者名簿の提供体制の整備

市は、災害時に避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を速やかに実施するため、災害後に限り必要と認められる住民へ避難行動要支援者名簿を提供できることを踏まえ、あらかじめその提供方法等を検討し、体制の整備を行う。

9 避難支援等関係者名簿の提供に関する情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- | |
|--------------------------------------|
| ◆ 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 |
|--------------------------------------|

- ◆ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ◆ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ◆ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ◆ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結する。

10 迅速な避難行動を促すため情報伝達体制の整備

市は、避難指示等の発令等を確実に避難行動要支援者や避難支援等関係者に伝え、迅速な避難行動に結びつけるため、避難情報の連絡体制や伝達体制の整備を図る。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し確実に情報内容が伝達されるよう、その手段や内容に留意して整備する。

11 避難支援等関係者の安全行動に向けた思想の普及・浸透

市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援において、避難支援等関係者の安全確保が図られるよう、あらかじめ避難支援等関係者に対し、災害時の自身の生命及び身体の安全の確保を前提とする行動等災害時の安全行動に向けた思想の普及・浸透を図る。同時に、避難行動要支援者に対し、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、避難支援について正しく理解してもらうよう周知に努める。

12 避難支援体制の強化

市は、円滑かつ適切な避難支援を行えるよう、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認や避難支援体制の訓練を行うなど、支援体制の強化に努める。

【達成目標】

- 市と個人情報に関する協定を締結した避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、平素からの支援体制の強化を図る。
- 避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、避難支援等関係者を指導する。

第3節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法 第49条の11、第49条の12、第49条の13

主な担当関係部署 : 高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、福祉総務課、生活支援課、健康増進課、防災危機管理課

主な担当関係機関 : 山口県看護協会、市社会福祉協議会

要配慮者に配慮するため、指定避難所においては福祉避難室の設置等の対応が求められるが、要配慮者のうち指定避難所での生活が困難な者が安心した生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定・整備を図り生活の場を確保するとともに、要配慮者の特性に配慮したきめ細やかな支援を行うため、関係者との連携・協力体制の強化に努める。

現状と課題

要配慮者は、災害時には避難場所等に一旦は避難することになるが、被災等により継続して避難をする場合に、要配慮者にとって厳しい環境となる指定避難所の生活に配慮し、あらかじめ福祉避難所を指定し、指定避難所での生活が困難な要配慮者等の生活の場の確保や支援体制の整備に努める必要がある。

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として指定しているが、市内全域にわたる要配慮者の避難生活への支援としては、まだ不足しているのが現状である。

基本方針

○福祉関係団体と連携し、障害者支援施設、介護保険施設等の福祉避難所の指定を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難場所等における要配慮者への配慮

指定避難所においては、福祉避難室等のスペースを確保するなど、要配慮者に配慮した避難所運営ができるよう環境整備を推進する。避難所担当職員研修時に、要配慮者の対応が出来るよう内容を検討する。

また、要配慮者の特性に十分考慮した備蓄の推進を図る。

第2項 福祉避難所の指定等

市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の整備を推進する。

社会福祉施設等を福祉避難所として整備するにあたっては、あらかじめ施設管理者と必要な物品、費用負担、介助者や相談員等の配置や派遣などについて協議をしておくとともに、看護・福祉関係団体、福祉事業所、医療機関等と連携を図る。

また、社会福祉施設、病院等の入所・入院施設が避難する際の施設の避難先については、施設間協定の促進等により対応する。

【達成目標】

○市内に10か所程度福祉避難所を指定し、協定を締結する。

第3項 支援関係者との連携・協力体制の強化

避難場所等における高齢者、障害者等の生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

また、避難場所等における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティア等との連携・協力体制の整備に努める。

第4項 避難所等における要配慮者への援護体制の整備

市は、避難所の開設・運営等の防災訓練を通じ、自治会、自主防災組織等と連携して住民の助け合いによる要配慮者の援護体制の整備を図る。

また、災害発生後に福祉避難所の開設が必要な場合に迅速に対応が可能となるよう、施設管理者等と連携した援護体制を整備する。この際、福祉関係団体、ボランティア等と連携した福祉避難所の運営体制の整備を図る。

さらに、災害発生後に応急仮設住宅等が建設された場合を想定し、福祉関係団体やボランティア等と連携した、要配慮者の入居実態把握、見守り運動の推進等の体制を整備する。

【達成目標】

○要配慮者が参加する避難所開設・運営訓練を実施する。

第9章 被災者支援のための事前準備

第1節 被災者支援体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第90条の3、第90条の4

主な担当関係部署 : 福祉総務課、生活支援課、市民課、課税課、収納課、建築課、開発建築指導課

大規模災害時は、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮などにより、地域社会が混乱し、迅速な復旧を妨げる要因となる可能性がある。市は、避難生活をできるだけ早く解消し、安定した生活を確保するため、被災者支援制度の事前整備及び応急仮設住宅建設へ向けた事前整備を推進する。

現状と課題

災害発生後の混乱の中でも迅速な被害認定及び罹災証明書発行を実施するため、市では、庁内関係課同士の連携を図りつつ、住家被害調査の担当者の育成や、被害認定に必要な判断士に関する情報収集、罹災証明書発行システムの整備、罹災証明書等の申請時における相談業務の支援に関する協定、他の地方公共団体及び民間団体等との応援協定の締結等の取組を行っている。

基本方針

- 罹災証明書の迅速な発行に向け、被災者台帳や罹災証明書交付台帳等の整備を進める。
- 住家被害調査を行う要員確保のため、県と県内市町との協定などにより他自治体との連携を推進するとともに、研修等へ積極的に参加し、職員の育成を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録及び保存

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、固定資産税情報、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）を推進する。

【達成目標】

- 戸籍情報、住民基本台帳、固定資産税情報等、被災者支援に必要な各種データの整備状況及びバックアップ状況を調査し、確実な保存と円滑な活用に向けた整備を進める。

第2項 被災者台帳の作成

被災者台帳は、災害時の被災者支援について支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期に渡る支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するものである（災対法第90条の3、90条の4及び災対法施行規則第8条の5）。

市及び県は、被災者台帳の活用により被災者情報の共有化を図り迅速かつ的確な支援を行えるよう、あらかじめ、被災者台帳の導入等による被災者支援業務の標準化を図るなど、被災者支援体制を整備する。

【達成目標】

○県と連携して被災者台帳の整備を進め、被災者支援のための業務の標準化を図る。

第3項 罹災証明書等の発行準備

災害発生時には、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談支援窓口を設置し、被災認定や罹災証明書や罹災届出証明書の交付等の被災者支援を円滑に行うことが求められる。このため、市は、事前に相談窓口対応や住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、災害時に、罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、以下に示すような対策を進めることにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- ◆ 住家被害調査の担当者の育成
- ◆ 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行体制の整備
- ◆ 他の地方公共団体及び民間団体等との応援協定の締結
- ◆ 住家被害調査の担当者のための研修機会の充実

【達成目標】

- 罹災証明書発行手順等のマニュアルの作成等により、被害調査・発行・再調査等の手順を構築する。
- 被害認定について、職員の研修受講等を推進するとともに、（一財）日本建築防災協会との連携を図り、外部からの判断士の確保についても検討を進め、災害時に備えた体制づくりをする。

第10章 物資供給体制の整備

第1節 食料の確保・供給体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、農林水産振興課、人事課、子育て推進課、こども相談支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局

市は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が予想される地域の地理的条件等も踏まえ、必要とされる食料についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、食料の確保・供給のための計画を定めておく。

現状と課題

市では、これまで災害時の食料供給体制を確保するため、一定の食料の備蓄を進めてきた。しかし大規模災害時には、大幅な不足が予測され、また物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないことが考えられるため、さらに十分な量の備蓄を進めるとともに、調達体制を強化する必要がある。

なお、物資供給の効率化に向けた集中・分散備蓄の検討や備蓄拠点の整備も行い、総合的な食料供給体制の整備を進める必要がある。

基本方針

- 迅速な食料供給及び的確な需要の把握のための連絡体制の強化を図る。
- 災害時の備蓄確保や配送に関する協定の締結を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 食料の確保・供給体制の整備

1 食料の備蓄

市は、災害直後に生じる流通の混乱や道路障害等による輸送の困難性を考慮し、調達体制が確保されるまでの間に必要となる食料について、県による被害想定調査結果（平成20年3月）における想定避難所生活者数（佐波川断層地震：3万4千人）に基づき、計画的に備蓄を行う。

なお、市職員等災害対応に従事する者への食料や、保育所、小・中学校における児童生徒等用の食料についても同様に、各部署で備蓄を進めていく。

2 食料の調達体制の整備

市は、想定避難所生活者数の予測結果と備蓄量との比較により調達する必要がある食料の数量を把握し、関係団体、民間企業等に対し応援協定を締結するなど、食料の調達要請、受入、管理、配給に関する体制を整備する。また、食料の流通在庫量又は製造能力の把握に努める。

さらに、市の能力のみでは食料の供給ができない場合を想定し、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制や、農林水産省農産局長、自衛隊等と連携した供給体制の整備に努

める。

3 市民及び事業者等による備蓄及びその促進

市民及び事業所は、大規模災害発生直後から3日程度は自力で生活できるよう、最低3日分の食料等を備える。また、市は、市民及び事業者等に対し、3日分の備蓄を行うよう啓発に努める。

【達成目標】

○事業者との食料調達に関する応援協定の締結を推進する。

第2節 応急給水体制の整備

主な担当関係部署：上下水道局、防災危機管理課

市は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が予想される地域の地理的条件等も踏まえて応急給水需要を予測し、目標とする飲料水量を供給するのに必要な給水用車両等の数量及び要員数を把握する。また、関係団体や他都市への応援要請を含めた応急給水体制を整備する。

現状と課題

市では、これまで災害時の飲料水の供給体制を確保するため、一定の飲料水の備蓄を進めてきた。しかし、大規模災害時には、大幅な不足が予測され、また、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないことが考えられるため、十分な量の備蓄を進める。さらに、迅速に応急給水活動を行うための体制として、今後、給水拠点の整備や必要な資機材、浄水機器等の整備、関係団体等の応援体制の強化を図り、生活用水や地域活動のための用水を順次確保できる体制の整備を進めていく必要がある。

基本方針

○災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定の締結を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 応急給水体制の整備

1 応急給水活動計画の作成

上下水道局は、給水拠点において給水活動が円滑に実施できるよう、応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点、供給施設等の整備

上下水道局は、水道施設、設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の耐震補強等の耐災害補修を計画的に実施するとともに、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備し、被災時の飲料水の確保を図る。

3 飲料水等の確保体制の整備

上下水道局は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量（1人1日3リットル）を目標に飲料水の確保に向けた備蓄の整備や調達体制の整備を行う。

そのほか、市は避難所となる学校等の施設において、飲料水（ペットボトル）の備蓄、水洗トイレ等の生活用水を確保するための設備の整備や資材の備蓄を行う。

4 応急給水資機材の整備

上下水道局は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の応急給水に必要な資機材の計

画的な整備に努める。

5 応援協力体制の整備

上下水道局は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、他市町、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急給水及び応急復旧体制の充実に努める。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- | |
|-------------------------------------|
| ● 2-16-1 防府市指定給水装置工事事業者一覧（支援協定締結業者） |
|-------------------------------------|

6 市民及び事業者等による備蓄及びその促進

市民及び事業所は、大規模災害発生直後から3日程度は自力で生活できるよう、最低3日分の飲料水等を備える。また、市は、市民及び事業者等に対し、3日分の備蓄を行うよう啓発に努める。

【達成目標】

○給水に関する応援協定を他市町、民間業者団体等と締結する。

第3節 生活必需品等の供給体制の整備

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、防災危機管理課、行政管理課、健康増進課

市は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が予想される地域の地理的条件等も踏まえ、必要とされる生活必需品その他の物資について備蓄・調達体制を整備する。また、必要な物資の供給のための計画を定めておく。

現状と課題

市では、これまで災害時の生活必需品等の供給体制を確保するため、一定の生活必需品等の備蓄を進めてきた。しかし大規模災害時には、大幅な不足が予測され、また物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないことが考えられるため、生活必需品等の備蓄の充実化を図る必要がある。また、迅速に調達する体制を強化する。

基本方針

- 迅速な物資の供給及び的確な需要の把握のための連絡体制の強化を図る。
- 災害時の備蓄確保や配送に関する協定の締結を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 生活必需品等の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄の整備

市は、災害直後に生じる流通の混乱や道路障害等による輸送の困難性を考慮し、調達体制が確保されるまでの間に必要となる生活必需品及び医薬品等について、計画的に備蓄の整備を図る。

2 生活必需品の調達体制の整備

市は、被害想定調査結果に基づく避難者数の予測結果と備蓄量との比較により調達する必要がある生活必需品の数量を把握し、関係団体、民間企業等に対し、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、災害後、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど、生活必需品の調達要請、受入、管理、配給に関する体制を整備する。また、これらの調達可能量（流通在庫量）の把握に努める。

さらに、市内の能力のみでは物資の供給ができない場合を想定し、市町相互の応急用物資の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備に努める。この際、備蓄の需給対策として、他市町との共同備蓄、備蓄の相互融通、流通備蓄にも考慮する。また、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合の配分方法等について県（厚政課）と協議しておく。

3 市民、事業者等による備蓄及びその促進

市民及び事業所は、災害後に自力で生命の安全を確保し生活を維持できるよう、各人の健康状態を考慮して、生活必需品や医薬品等を備える。

また、市は、市民及び事業者等に対し、生活必需品や医薬品等の非常持出し品を備えるよう啓発に努める。

【達成目標】

○事業者との物資調達に関する応援協定の締結を推進する。

第11章 文教施設における防災体制の整備

第1節 学校等における防災体制の整備

主な担当関係部署：教育委員会（教育総務課、学校教育課、生涯学習課）

主な担当関係機関：県

災害が発生した場合、学校（幼稚園）等において、幼児、児童生徒、教職員等の安全を確保し、施設の保全への対策により、早期の学校教育等の再開を行うための体制整備を図る。

なお、学校施設の多くが避難所として指定されていることを踏まえ、避難所の開設・運営時の市と学校等の連携による支援体制を整備しておく。

現状と課題

学校、社会教育施設等は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、市は、児童生徒等の安全確保及び教育活動の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備や耐震化を計画的に図る必要がある。

また、災害時に備え、避難所となる学校施設としての整備を進めていくとともに、学校施設における応急対策計画の策定を推進し、災害に備える体制を強化していく必要がある。

基本方針

- 学校施設長寿命化計画の実施により、施設の長寿命化及び適切な維持管理に努める。
- 学校施設の耐震化工事等を推進する。
- 避難所としての施設機能の強化を図る。
- 学校における災害応急対策計画の策定を支援する。

具体的な取組と達成目標

第1項 建物の安全対策

1 既存建築物の安全化対策

（1）学校施設等

建物の構造体に対する耐震化工事は完了したため、引き続き、屋内運動場体育器具等非構造部材の落下防止対策工事を進める。

（2）社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図る。

2 危険建物等の改築

市は、老朽化した建物や耐震補強による耐震化が構造的に困難な建物について、計画的に改築事業を実施する。

【達成目標】

○学校施設の屋内運動場体育器具等落下防止対策を計画的に実施する。

第2項 施設機能の強化・安全点検

1 避難所としての施設機能の強化

市は、学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることを考慮し、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ防災機能の整備を図る。

また、避難場所等としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、市立小・中学校 26 か所へ設置している防災倉庫や学校の校舎等に食料、飲料水、生活用品等必要な物資等の備蓄の推進を図る。

2 施設設備の安全点検

市立小・中学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、学校施設・設備の日常点検を実施するなど、常に保安状況を把握しておく。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

● 2-17-1 学校施設設備点検箇所一覧

【達成目標】

○防災倉庫の備蓄状況等を毎年確認するとともに、計画的に更新する。

第3項 児童生徒の安全対策

市教育委員会は、災害時において、児童生徒の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的・組織的に児童生徒に対して防災教育を実施し、指導助言をしていたが、さらに次の視点に立った取組を推進する。

- ◆ 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- ◆ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ◆ 安全に関する職員研修の充実
- ◆ 通学路の安全点検
- ◆ 家庭・地域社会との連携強化
- ◆ ボランティア活動の推進
- ◆ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ◆ 安全な生活態度や習慣の確立

第4項 学校等の災害時の対応体制の整備

市は、所管する学校について、災害時の児童生徒の安全確保及び教育活動の確保に関し、計画的・組織的な視点に立った以下のような対策を推進するとともに、災害対応上必要な措置を実施し、ま

た、指導助言及び援助を行う。

1 災害応急対策計画の策定指導

市は、校長に、学校の立地条件、児童生徒の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定させるとともに、その計画について、児童生徒、教職員及び保護者に周知するよう指導する。

- ◆ 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- ◆ 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- ◆ 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- ◆ 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- ◆ 関係機関（県・市教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
- ◆ 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- ◆ 実験・実習中の対策
- ◆ 火元の遮断と初期消火活動
- ◆ 救護活動（児童生徒、避難者）
- ◆ 避難所の開設・運営（市との連携体制・初動対応）
- ◆ 児童生徒の登下校方法及び保護者への引渡し方法

2 防災訓練の実施

校長は、児童生徒が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

3 家庭との連絡体制の整備

校長は、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた緊急連絡票を作成し、教員・保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏えいしないよう、緊急連絡票の管理には十分留意するものとする。

4 児童生徒・教職員用の備蓄等

市は、災害時に学校で児童生徒を保護する場合、保護者への引き渡しまでの時間等を考慮し、教職員分も含め、各小・中学校への水、食料等の備蓄等を検討する。

5 応急教育・学校教育再開体制の整備

市は、学校施設の被害予測及び避難者の発生予測を基に、学校施設の避難所としての開放や応急教育の実施体制について検討しておく。また、児童生徒及び教職員の被災数を想定し、学校教育再開のための就学環境の整備、教職員の確保や児童生徒、教職員等の精神的ケア等への対応体制を整備する。

また、市教育委員会は、学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておく。

第2節 文化財への防災体制の整備

主な担当関係部署：文化振興課

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害時における被害を未然に防止する観点から実状に即した対策を講じ文化財を保護するとともに、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）及び各施設の消防計画等に基づき、災害時の対応を定める。特に、入館者及び施設利用者の安全かつ迅速な避難のため、避難経路の表示と避難路・避難場所の安全確保を行い、避難訓練を定期的実施する等の対策の推進に努める。

現状と課題

災害による影響は、直接の被害を受ける可能性が大きいだけでなく、その地域の条件によっては、出火、延焼という二次災害によって文化財そのものが焼損する可能性がある。また、災害後に未評価の美術工芸品や資料が処分され、散逸するおそれもある。このため、関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家の協力のもと総合的な対策を進める必要がある。

基本方針

- 文化財の調査を効率化するための資料の整理を進め、文化財専門家との連携体制を強化する。
- 文化財が被災した場合の修復の手続きについて、所有者との協議を進める。

具体的な取組と達成目標

第1項 施設・文化財の被害予防対策の推進

1 文化財の倒壊・転倒防止、出火予防対策の推進

文化財の所有者・管理者は、倒壊・転倒防止や出火、浸水防止等の防災措置に努めるものとする。なお、市は、市内に所在する文化財の現状を把握し、その所有者・管理者に対し、文化財保護及び防災対策について啓発・指導を行う。

なお、市が把握した文化財の現状について、必要に応じて県の文化財保護関係機関に報告する。

2 文化財の搬出作業の準備

市と文化財所有者・管理者は、日常の保存・管理方法や災害時の保護や搬出等の対応について、あらかじめ協議しておく。

【達成目標】

- 文化財の耐震状況の調査を実施する。

第2項 文化財保有施設における避難対策の推進

1 施設入館者の安全確保対策の推進

文化財保有施設の管理者は、入館者及び施設利用者の安全を確保するため、施設の耐震化等の安

全対策を推進するとともに、迅速な避難のため、避難経路の表示と避難路・避難場所等を整備する。
また、避難訓練を定期的実施する等の対策推進に努める。

第3項 被災した文化財等への対応体制の整備

市と文化財所有者・管理者は、災害発生時の被災した文化財の修理・修復に係る役割や対応すべき事項等について、あらかじめ協議しておく。

【達成目標】

○文化財所有者と被災時の対応に向けた協議を行い、協定等を締結しておく。

第12章 帰宅困難者のための体制の整備

第1節 帰宅困難者の支援体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、観光振興課

主な関係機関：西日本旅客鉄道株式会社

大規模災害が発生した際には、通勤・通学者や外国人旅行者を含めた観光客など、多くの方が市内で滞留し、交通事情等から帰宅困難となることが予想される。このため、市は市民及び事業者に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、県、防災関係機関等と連携し、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を実施する。

現状と課題

平成20年3月に山口県が公表した地震の被害想定結果によると、防府市では8,101人の帰宅困難者が発生すると想定され、平成26年3月に山口県が公表した南海トラフ巨大地震による被害想定結果によると、防府市では4,308人の帰宅困難者が発生すると想定されているなど、災害発生直後は市内に多くの帰宅困難者の発生が予想されている。平日には通勤・通学者が、休日には多くの観光客が本市に訪れていることから、災害発生時の混乱を防ぐため、帰宅困難となる人々への支援方法を確立しておく必要がある。

基本方針

- 市民に対し、帰宅困難時にとるべき行動についての普及啓発を推進する。
- 外国人旅行者を含めた観光客等の帰宅困難者への対策を定める。

具体的な取組と達成目標

第1項 帰宅困難者への支援体制の整備

1 帰宅困難時にとるべき行動（一斉帰宅の抑制）の周知、普及啓発

市は、災害が発生した場合「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則について、市民に対しあらかじめ周知を図るとともに、事業者等に対し、災害時の従業員・利用者等の一斉帰宅の抑制及び一時収容を促すなど、あらかじめ普及啓発を行う。

併せて、災害時の家族との連絡・安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用するよう、周知を図る。

2 帰宅困難者への対応体制の整備

市は、災害発生時に円滑な帰宅困難者への対応を実施できるよう、以下の体制の整備に努める。

- ◆ 一時的に滞在する避難場所の確保について検討する。
- ◆ 発災時における交通情報や一時滞在場所等の情報収集及び帰宅困難者への情報提供に必要な体制を整備する。
- ◆ 鉄道事業者、防府警察署、事業所、自治会等と協力し、帰宅困難者の誘導体制を構築する。
- ◆ 観光施設等において災害時の外国人旅行者を含めた観光客等への対応をあらかじめ決めておくよう促す。
- ◆ 飲料水・食料の配布等、帰宅困難者の対応事項を定める。
- ◆ 事業所等に対し、一時滞在場所の開放や情報・物資の提供等、帰宅困難者への対応をあらかじめ決めておくよう要請する。

3 一時滞在のための備蓄の推進

災害が発生した場合、事業所等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努める。

なお、備蓄に当たっては、鉄道事業者等による受入れが困難な場合を想定し、あらかじめ帰宅困難者を収容する滞在場所の確保と食料や飲料水等の備蓄に努める。

また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者への配慮に努めるものとする。

【達成目標】

- 市民に対し、市内外を問わず災害時に帰宅困難者になった際の行動等について啓発を行う。
- 市内の事業者に対し、必要な物資の備蓄や従業員等への周知などを啓発する。
- 観光施設や観光イベント等において、外国人旅行者を含めた観光客等の帰宅困難者への対応をあらかじめ検討しておく。
- 備蓄する際には、帰宅困難者対策を想定した備蓄を考慮する。

第13章 保健衛生及び防疫活動体制の整備

第1節 保健衛生活動体制の整備

主な担当関係部署：健康増進課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

避難場所等における保健衛生活動や、被災者の健康面、精神面のケアなど、災害時における防疫、保健衛生活動の円滑な実施のため、協力体制の構築、知識の普及、資機材の備蓄等に努める。

現状と課題

平成20年3月に山口県が公表した地震の被害想定結果によると、防府市では佐波川断層地震の1日後に34,000人の避難所生活者が発生すると想定され、平成26年3月に山口県が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定によると、防府市では、災害発生直後には9,579人の避難者が発生し、1か月後でも686人が避難生活を送ると想定されている。また、在宅避難者も多数にのぼることが想定され、通常時の体制のみで対応することは困難と考えられるため、大規模災害時の保健衛生の活動内容を明確にし、活動体制を整備するなどの対策が必要となっている。

基本方針

〇市は、災害時保健活動マニュアルの作成等により、保健師や栄養士が、被災者に対する巡回指導、被災者の健康管理、栄養指導等の保健衛生活動ができるよう体制の整備を行う。

具体的な取組と達成目標

第1項 保健衛生体制の整備

市は、市の保健師及び栄養士が、災害時に巡回指導等により被災者の健康管理及び栄養指導ができるよう、健康福祉部救護班の中に市の保健師及び栄養士（健康福祉部要配慮者支援班に所属する課の職員も含む。）で構成する保健活動班を設置し、災害時の保健指導体制を確立しておく（災害時保健活動マニュアル参照）。また、市、山口健康福祉センター及び精神保健福祉センターは連携して、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

【達成目標】

〇災害時保健活動マニュアルを必要時更新するとともに、山口健康福祉センター等との平常時からの連携体制を整える。
「災害時の保健活動推進マニュアル」（日本公衆衛生協会、全国保健師長会）
「山口県災害時健康管理マニュアル」
「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」参照

第2項 保健衛生用資機材の整備

市は、毎年、保健衛生用資機材の保有状況の把握を行い、所要の資料を整備するとともに、備蓄及び調達計画を策定しておく。

【達成目標】

○毎年保健衛生用資機材の備蓄点検を行い、調達先等の情報を更新する。

第2節 防疫活動体制の整備

主な担当関係部署：環境政策課、クリーンセンター、健康増進課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

市は、被災時に発生する感染症の予防を図るため、防疫に必要な各種の消毒剤や資機材等を備蓄するとともに、平常時から災害時の衛生管理に関わる事項等について市民への周知に努め、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な推進を図る。

現状と課題

災害時には、避難場所だけでなく、被災地全体の衛生環境が劣化するとともに、栄養不足やストレスにより被災者の病気に対する抵抗力が低下するため、感染症の蔓延等が大きな問題となる。通常時の保健活動体制のみで対応することは困難と考えられるため、大規模災害時の防疫活動内容を明確にし、活動体制を整備するなどの対策が必要となっている。

基本方針

〇市は、感染症の発生を予防するための防疫活動を円滑に実施するため、山口健康福祉センターと連携した防疫活動体制の整備を行う。

具体的な取組と達成目標

第1項 防疫活動体制の整備

市は、被災時における感染症の蔓延等を予防するため、消毒、巡回、感染者の収容施設設置、感染患者の輸送等の防疫活動が円滑に実施できるよう、山口健康福祉センターとの連携体制を整備しておく。

また、災害時の衛生管理について、市民に対する普及啓発活動を行う。

【達成目標】

〇各機関と協議し、防疫活動マニュアルを作成する。

第2項 防疫薬剤及び資機材の整備

市は、毎年、防疫薬剤及び資機材の保有状況の把握を行い、所要の資料を整備するとともに、備蓄及び調達計画を策定しておく。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

● 2-17-2 医療品・防疫薬剤主要調達先

【達成目標】

〇毎年防疫薬剤及び資機材の備蓄点検を行い、調達先等の情報を更新する。

第14章 動物救護のための体制の整備

第1節 動物救護活動のための体制の整備

主な担当関係部署：環境政策課、防災危機管理課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、山口県獣医師会

近年、ペットが家族の一員であるという認識が一般化され、ペットと共に避難する同行避難が、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要となっている。また、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となる。

市は、このようなことを踏まえ、ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発を行う。

現状と課題

災害時の動物救護に関しては、環境省から平成25年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出され、平成26年3月に山口県動物愛護管理推進計画が改訂されている。このガイドラインは、平成28年4月に発生した熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、平成30年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂されている。今後は、このガイドラインや計画に基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのゲージやペットフード等の用意など、飼い主による平時の備えや避難先のルールについて普及啓発を行う必要がある。

基本方針

- 災害時のペットの同行避難の際の責任や心構えについて、飼い主への普及啓発を図る。
- 動物救護対策を円滑に進めるため、獣医師会や保健所等関係機関との連携体制を強化する。

具体的な取組と達成目標

第1項 動物避難の事前対策

1 飼い主等の責任と事前対策

災害発生時における動物の避難は、動物の管理者が自己責任にて行うものとする。

飼い主（管理者）は、飼育用品や食料等の物資を備蓄し、ワクチンの接種、避難用品の確保に努めるとともに、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期に渡り放置することのないよう、ペットの安全を確保するための対策に努める。

2 飼い主等に対する普及啓発

市は、飼い主に対し、以下の事項についての普及啓発を行う。

- ◆ ペットの安全を確保する対策の推進
- ◆ ペットのしつけと健康管理
- ◆ 名札やマイクロチップ等での所有者の明示
- ◆ ペット用の避難用品及び備蓄品の確保
- ◆ 避難場所等への避難ルートの確認

【達成目標】

○災害時のペットの取り扱いに関するパンフレットを作成し、広報する。

第2項 避難所におけるペットの受入体制の整備

市は、災害時の同行避難により避難所内でペットを受け入れることを想定し、あらかじめペットのためのスペースの確保に努める。

第3項 動物救護体制の整備

県は、市と連携し、負傷した動物や飼い主不明の動物、被災地に残された動物の救護を行い、一時的に預かるとともに、被災動物間の感染症の発生や拡大を防ぐため、動物の健康管理活動を実施するための体制の整備に努める。

【達成目標】

○獣医師会等と連携し、災害時の動物の保護に関する連携体制についての協議を行う。

第15章 行方不明者の搜索及び遺体処理の体制整備

第1節 行方不明者の搜索及び遺体の処理体制の整備

主な担当関係部署：消防本部、消防団、市民課、環境政策課

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部

大規模災害により多数の行方不明者や死者が発生した場合、関係機関と連携し、迅速な行方不明者の搜索や遺体の取り扱いを行うための体制を整備するとともに、他の自治体や関係団体等への応援要請を行うための体制を整備する。

現状と課題

平成20年3月に公表された山口県の地震被害想定では、佐波川断層地震による防府市内の死者は最大で339人にのぼると想定されている。大規模災害で多数の行方不明者や死者が発生した際の搜索や遺体の取り扱い、埋葬の体制整備や応援要請に向けた準備が必要となる。

基本方針

- 一度に多数の遺体を取り扱い埋火葬する際の体制の整備に努める。
- 災害に備え広域火葬実施要領を作成し、近隣市町との応援協力体制を構築する。

具体的な取組と達成目標

第1項 行方不明者の搜索体制の整備

1 行方不明者の搜索体制の整備

市は、警察署と連携して、市民から行方不明者の届出があった場合に搜索を行うための体制を整備するとともに、警察署、海上保安庁等の防災関係機関と行方不明者情報を共有するための体制を関係者間で協議し、整備しておく。

第2項 遺体の処理体制の整備

1 遺体収容所の指定

市は、遺体収容所として、防府競輪場を指定している。あらかじめ遺体の収容体制等を検討し、災害時の遺体収容所の管理等ができるよう運営体制を検討する。

2 遺体の処理体制の整備

市は、毎年、火葬場処理能力の把握に努め、施設の維持管理を行っておくとともに、近隣市の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておく。

第3項 埋葬体制の整備

1 遺体の埋葬体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

2 広域火葬計画

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、市は山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬実施要領を作成し、近隣市町等との応援協力体制を整えておく。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 2-17-3 火葬施設処理能力

【達成目標】

○市広域火葬実施要領を作成するとともに、近隣市町等との連携体制を整備する（人員、資材等）ことにより、災害に備えた広域火葬体制を構築する。

第16章 災害廃棄物等の処理体制の整備

第1節 災害廃棄物等の処理体制の整備

主な担当関係部署：クリーンセンター

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

大規模災害では、建物の倒壊や水没、火災等により廃棄物が多量に発生し、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。

このため、あらかじめ災害廃棄物の処理、し尿処理及び障害物の除去に必要な事項について定め、処理体制の整備を推進するとともに、県や近隣市町との連携を強化する。

現状と課題

本市では、平成31年4月に「防府市災害廃棄物処理計画」を策定しており、この計画は環境省の示した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、本計画、「防府市ごみ処理基本計画」及び「山口県災害廃棄物処理計画」との整合を図ったもので、大規模な地震や風水害の発生時に、迅速かつ適切に災害廃棄物の処理を行うことで、速やかに市民生活を復旧・復興させることを目的としている。

この「防府市災害廃棄物処理計画」により構築されている、発災時の廃棄物処理体制について、適宜見直しを行い、より実効性のあるものとする必要がある。

基本方針

○大規模な地震や風水害の発生時に、迅速かつ適切に災害廃棄物処理を行うため、本市を取り巻く状況等の変化にあわせて、「防府市災害廃棄物処理計画」の見直しを適宜行い、災害廃棄物処理体制を強化する。

具体的な取組と達成目標

第1項 災害廃棄物の処理体制の整備

(1) 市の取組

市は、大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物に関する情報の収集・更新や、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制等の構築・見直しを行い、これらを職員等へ周知する。

また、災害時には、必要に応じ県を通じて国、近隣市町、その他の地方自治体の関係機関等から人員及び資機材の応援を得て廃棄物処理を実施する場合や、民間の建設業者や廃棄物処理業者に廃棄物処理を依頼する場合もあるため、市は、あらかじめ、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

(2) 県の取組

県は、災害に備え、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておく。

また、国や他の地方自治体の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整えておく。

【達成目標】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○災害廃棄物の処理体制等について職員等への周知を進める。○廃棄物処理業者など民間の事業者等との災害時の応援協力に関する協定の締結を進める。 |
|--|

第2項 し尿処理体制の整備

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、市は、被災地における衛生環境の確保の観点から、必要に応じ避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集を行う。

そのため、市は、あらかじめ民間のし尿処理業者及び近隣市町等との間に、災害時のし尿収集における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。

さらに、市及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握する。

第17章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備

第1節 建物応急対策の整備

主な担当関係部署：建築課、福祉総務課、生活支援課、都市計画課、開発建築指導課

大規模災害では、短期間に大量の住宅需要が発生することが予想されるため、事前に関係部局、機関で連携して、応急的な住宅の供給方法についての検討を行う。また、災害後の被災建築物の迅速な危険度判定により、二次災害を防止し住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士の養成、登録の支援などを推進し、応急危険度判定制度の実施体制の整備を図る。

現状と課題

大規模災害が発生した場合は、多数の被災住宅が発生し、判定が困難になるおそれがある。このため、今後も判定士の養成とともに、応援要請や派遣者の受入体制の整備を進めていく必要がある。

また、大規模災害により多くの住宅が被災した場合、応急仮設住宅の供給需要も膨大になると考えられるため、現在候補地としているグラウンド等の他にも候補地を選定し整備を進めるとともに、事前に関係機関等による調整を行い、応急仮設住宅用地、建設資材、建設要員等の確保について検討しておく必要がある。

基本方針

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の人的ネットワークを構築するとともに、受入体制を整備する。
- 応急仮設住宅の建設候補地の選定を進め、所有者との調整、協定締結等を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

1 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

地震発生後の建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否の判定を速やかに行えるよう、あらかじめ、県及び中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、判定士ネットワークの構築や判定要領の制定、判定活動に必要な資材・装備の備蓄等、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

災害により宅地が大規模また広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止するため、あらかじめ、県及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、判定士ネットワークの構築や判定要領の制定、判定活動に必要な資材・装備の備蓄等、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

【達成目標】

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録呼びかけを行い、県が実施する講習等への積極的な参加を呼びかける。
- 判定マニュアル及び判定用の資材・装備の整備を進める。

第2項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、以下の事項等について、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

1 応急仮設住宅の候補地の選定

応急仮設住宅建設候補地は次のとおりとする。なお、市は、今後も建設候補地の選定を進めるなど、供給体制の整備を推進する。

応急仮設住宅 建設候補地	岩畠公園	防府市岩畠一丁目3930
	三田尻御茶屋公園	防府市お茶屋町1307-1
	牟礼中学校グラウンド	防府市敷山町1-1
	松崎小学校グラウンド	防府市東松崎町1-1
	富海小学校グラウンド	防府市大字富海1248
	富海中学校グラウンド	防府市大字富海1246-1
	大道中学校グラウンド	防府市大字台道1124

2 応急仮設住宅の建設用資材等の整備

応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

3 公営住宅への入居方法の事前整備

公営住宅の空き状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

【達成目標】

- 公営住宅を災害時に活用できるよう空き状況をデータ等で管理する。
- 応急仮設住宅用地の候補地の拡充を図る。

第2節 公共施設等の応急復旧体制の整備

主な担当関係部署：各施設所管課

市、県、公共機関が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧措置を講じる必要がある。このため、早期復旧に向けた体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。また、定期的な連絡会議等を開催し、関係機関間の連携強化に努める。

現状と課題

公共施設については、順次耐震化や転倒防止対策等を進めているところであるが、大規模な災害が発生した場合に備え、引き続き安全化対策を推進していく必要がある。また、被災した場合でも施設としての機能を維持し、できる限り早期に復旧できるよう、施設の重要度を踏まえつつ、応急復旧に必要な各種資機材の効果的な備蓄及び調達体制を強化していく必要がある。

基本方針

- 災害発生時の各機関の相互協力を強化するため、情報収集・伝達体制等の体制整備を進める。
- 病院、社会福祉施設、学校、鉄道等公共施設に対し、地域での重要な拠点としての位置づけを啓発し、安全確保対策の促進を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 公共施設等の応急復旧対策の整備

1 公共土木施設等

市（土木都市建設部）は、被災施設設備の迅速な応急復旧に備え、次の体制整備を行っておく。

緊急動員	◆ 情報収集・連絡体制、活動体制の確立 ◆ 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況の把握 ◆ 職種別、地域別人員等の資料の整備 ◆ 地元建設業者の施工能力の把握、協定の締結など協力体制の整備
資機材配備	◆ 応急復旧に必要な各種資機材の把握 ◆ 民間業者等と協定の締結 ◆ 輸送体制の整備（輸送方法、輸送経路等の設定）

2 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設、学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動、救助等にかかる体制の整備をしておく。

【達成目標】

- 各機関の連絡窓口を共有化する等、情報連絡体制の整備を図る。

第3節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備

主な担当関係部署：上下水道局

主な担当関係機関：県企業局、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、山口合同ガス(株)防府支店、
西日本電信電話(株)山口支店、西日本旅客鉄道(株)

電気、ガス、電信電話、上下水道などのライフライン施設は、市民生活の基幹をなすものであり、これらの施設が災害により被害を受け機能低下した場合、市民生活に大きな影響が生じる。このため、ライフライン施設が災害発生時においてもその機能を十分確保し、二次災害の発生を予防するために必要な対策を講じ、安全性の向上を図る。

現状と課題

ライフライン施設の安全化対策及び被災時の応急体制については、これまでの災害等を踏まえ、随時、各事業者にて推進が図られている。今後は、大規模災害の発生に備え、各機関が連携してより効果的な災害時の対応を行っていきけるよう、応援協定の締結を進めるとともに、訓練等を通じて連携体制の強化を図る必要がある。

基本方針

- 復旧応援体制を確保するための協定締結等を進める。
- 各ライフライン機関合同での訓練を実施し、連携強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備

1 上下水道事業者（市上下水道局）

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

また、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう平成29年2月に「下水道業務継続計画（BCP）地震・津波編」を作成し、平成30年3月に上水道施設を加えた「上下水道業務継続計画（BCP）地震・津波編」を作成した。令和3年3月には、下水道の施設浸水対策を加えた「上下水道業務継続計画（BCP）地震・津波及び水害編」を作成し、今後は、洪水に備えた浸水対策や活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制を整備する。また、下水道事業者相互間、日本下水道事業団、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

2 工業用水道事業者（県企業局・市上下水道局）

災害時における工業用水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。また、応急復旧が速やかに行われるよう緊急施工業者をあらかじめ選定し、応急復旧体制の充実に努める。

3 電気事業者（中国電力ネットワーク株式会社）

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄や調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

4 ガス事業者（山口合同ガス株式会社）

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

5 通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(1) 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

(2) 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

6 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努める。

第4節 農業災害に係る応急体制の整備

主な担当関係部署：農林水産振興課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

市は、県と連携し、農地、農業用施設の被害防止及び災害発生時の迅速な応急対応のため、防災営農指導体制を強化する。

現状と課題

市は、県（山口農林水産事務所）との連携により取り組んできた、災害の発生が予想される場合の技術的防止対策の周知、災害が発生した場合の被害実態の把握及び必要な技術指導については、引き続き実施するとともに、その周知等の徹底を図ることとする。

基本方針

○農業者に対する災害発生時に予想される防災技術や技術的防除対策の指導を強化する。

具体的な取組と達成目標

第1項 防災営農指導体制の整備

市は、県と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な対策について、以下のような防災営農指導を実施する。

実施機関		山口農林水産事務所、市（農林水産振興課）
指導組織		◆ 各種の災害による農作物等の被害を防止するため、山口農林水産事務所に対策指導班及び現地指導班が設置される。
指導対策	対策指導班	◆ 農業普及指導員等は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、農家に対し周知徹底を図る。 ◆ 気象庁の行う長期、短期予報、災害警報等を農家に通知し、予想される防災技術について指導を行う。 ◆ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係機関に指示を行うとともに、重要事項については直接農業普及指導員等を現地に派遣して指導する。
	現地指導班	◆ 現地指導班は、関係機関・団体と連携し、災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。
防災営農方式の確立		◆ 災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

【達成目標】

○山口農林水産事務所等の関係機関との連携を強化し、被害防止のための技術的情報を農家に周知する。

第5節 家畜災害に係る応急体制の整備

主な担当関係部署：農林水産振興課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

市は、災害による畜舎等の施設への被害発生を予防するため、畜産・農業関係団体の協力を得て、施設の安全化及び家畜管理の体制整備、飼料備蓄の整備等を行う。

現状と課題

市は、これまで県（山口農林水産事務所）との連携のもと、畜産、農業団体との連絡体制の構築や、防災上必要な技術指導について実施してきているが、今後も引き続き実施するとともに、大規模災害発生時を想定した連携の強化等、その周知等の徹底を図る必要がある。

基本方針

- 飼料の調達及び確保について、畜産・農業関係団体との体制整備を図る。
- 施設設備の安全化及び飼料等の備蓄を推進する。
- 関係機関と連携し、被災した家畜の管理体制の整備を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 家畜の管理体制の整備

市は、台風等により被害が発生するおそれがあるとき、施設の安全措置及び家畜の避難体制を整備するよう指導する。また、災害発生により被災した家畜の管理について、市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておく。

その際、大家畜 10 頭、中家畜 20 頭、小家畜 100 羽につき管理者 1 人の割合で家畜の管理者を確保し、市の関係地区ごとにあらかじめ定めておく。

【達成目標】

- 山口農林水産事務所等の関係機関との連携を強化し、被害防止及び被災後の家畜管理のための技術的情報等を畜産農家及び関係団体に周知する。

第2項 施設整備、飼料の備蓄等の推進

畜舎、鶏舎等施設の補強整備、施設場所の選定の整備等の指導を推進する。また、飼料の加工、貯蔵の整備を助長し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。

【達成目標】

- 施設設備の整備及び災害発生に備えた飼料の備蓄等の推進を、畜産農家及び関係団体に周知する。

第18章 災害対策に係る資金の運用

第1節 災害対策基金の運用

主な担当関係部署：財政課

市は、災害対策事業費等の財源として活用するため、山口県市町総合事務組合規約に基づく基金の積立てを行う。

現状と課題

市では、災害対策の財源確保のための取組として、基金への積立てを行っている。

基本方針

○災害対策基金の積立てについては、県内全市町をもって構成する山口県市町総合事務組合が設置している災害基金を活用する。

具体的な取組と達成目標

第1項 市における災害対策基金の運用

市は、災害による災害対策事業費等の費用の財源に充てるため、山口県市町総合事務組合において災害対策のための積立てを行う。

積立は、平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものとする。

なお、積立金の処分に関する詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [金融・貸付等]

- 2-18-1 山口県市町総合事務組合積立金

【達成目標】

○積立額1億円を目標に、毎年、基準額の積立てを行う。

